

平成29年第7回小山町議会12月定例会会議録

平成29年11月28日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	池谷 弘君
	5番	菌田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	高畑 博行君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	込山 恒広君	10番	梶 繁美君
	11番	池谷 洋子君	12番	米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	高橋 利幸君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済建設部長兼商工観光課長	池谷 精市君	経済建設部長代理	遠藤 正樹君
教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君	危機管理監兼防災課長	岩田 芳和君
町長戦略課長	後藤 喜昭君	総 務 課 長	大庭 和広君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	平野 正紀君	くらし安全課長	杉山 則行君
建設課長	高村 良文君	都市整備課長	野木 雄次君
農 林 課 長	前田 修君	未来拠点課長	清水 良久君
おやまで暮らそう課長	岩田 和夫君	上下水道課長	渡辺 史武君
生涯学習課長	小野 正彦君	総務課副参事	米山 仁君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君

散 会 午前11時27分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 報告第14号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について
- 日程第5 同意第7号 小山町監査委員の選任について
- 日程第6 議案第87号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第88号 小山町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第89号 字の区域の変更について
- 日程第9 議案第90号 小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」の設置及び管理に関する  
条例の制定について
- 日程第10 議案第91号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第92号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第12 議案第93号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第94号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（米山千晴君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成29年第7回小山町議会12月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

ここで報告します。阿部 司君、梶 繁美君の表決の方法は、体調を考慮し、挙手による表決を許可することを報告します。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山千晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、7番 高畑博行君、8番 渡辺悦郎君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（米山千晴君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの16日間にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月13日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3 町長提案説明

○議長（米山千晴君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第14号から議案第94号までの10議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 平成29年第7回小山町議会12月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、報告1件、同意1件、指定管理者の指定2件、字の区域変更1件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、補正予算3件の、合計10件であります。

はじめに、報告第14号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、小山町営住宅家賃管理条例に基づき、町営住宅の家賃に係る債権を放棄いたしましたので、報告するものであります。

次に、同意第7号 小山町監査委員の選任についてであります。

本案は、本年12月31日をもって任期満了となります代表監査委員の選任について、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第87号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山フィルムファクトリーの指定管理者を特定非営利活動法人小山町フィルムコミッションに指定することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第88号 小山町シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町シルバーワークプラザの指定管理者を公益社団法人小山町シルバー人材センターに指定することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第89号 字の区域の変更についてであります。

本案は、現在実施中であります県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区のうち、吉久保工区のは場整備工事が完了しましたので、換地処分を行うに当たり、字の区域を変更するものであります。

次に、議案第90号 小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、町の新たな子育て支援の拠点として、小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」を設置し、管理運営を行うため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第91号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町営住宅の管理について、一層の効率化、また、多様な入居者に対するきめ細やかなサービスを一体的に行うため、静岡県住宅供給公社に施設管理を代行させることができるよう、小山町営住宅条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第92号から議案第94号までは、一般会計のほか2つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第92号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5億2,130万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を123億89

万3,000円とするものであります。

また、合わせて継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第93号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ185万4,000円を追加し、歳入歳出総額を2億2,237万2,000円とするものであります。

また、合わせて地方債の補正をするものであります。

次に、議案第94号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ44万6,000円を追加し、歳入歳出総額を18億137万6,000円とするものであります。

なお、この後、人事案件については私から説明し、その他の議案につきましては関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

---

日程第4 報告第14号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第4 報告第14号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 報告第14号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、町営住宅の家賃に係る債権を、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項に基づき放棄しましたので、同条例第11条第2項の規定により報告をするものであります。

債権放棄の件数は7件、金額は293万4,700円であります。内訳は、表に記載してありますように、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項第1号に該当する著しい生活困窮状態で資力の回復が困難と認められるものが3件、同条項第4号に該当する家賃の時効が完成し、債務者が行方不明等で所在が明らかでないもの4件であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第5 同意第7号 小山町監査委員の選任について

○議長（米山千晴君） 日程第5 同意第7号 小山町監査委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 小山町監査委員の選任について御説明を申し上げます。

来たる平成29年12月31日をもって、識見を有する監査委員であります池谷 浩さんの任期が満了となります。

池谷 浩さんは小山町監査委員として平成22年に就任され、現在まで2期8年、意欲的に取り組んでおられるところであります。

また、人格は高潔で地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見をお持ちになっており、監査業務に精通しているところであります。

つきましては、今回、識見を有する監査委員として、引き続き池谷 浩さんを選任したく、地方自治法第136条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は平成30年1月1日から平成33年12月31日の4年間になります。

よろしく御審議の上、同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米山千晴君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第7号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、同意第7号は、これに同意することに決定しました。

---

日程第6 議案第87号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定について

○議長（米山千晴君） 議案第87号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第87号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定についてであります。

本案は、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、小山フィルムファクトリーの指定管理者を特定非営利活動法人小山町フィルムコミッションとすることにつきまして、議会の議決をお願いするものであ

ります。

当該候補者は、平成29年11月20日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会で選定されたところであり、選定に当たりましては、特定非営利活動法人小山町フィルム Kommission から提出されました指定管理者指定申請書に基づき審査を行いました。

審査は、施設の管理及び運営に係る事業計画、並びに収支予算につきまして、小山フィルムファクトリーの設置目的であります映像制作及び起業支援の場を提供し、地域活性化を図ることを効率的、効果的に達成できる内容であるか。また、小山町のフィルム Kommission 事業を積極的にコーディネートできる内容であるかなどを中心に、書面審査及びヒアリングを実施いたしました。

その結果、効率的な運営はもとより、施設の内容、利用客の動向を熟知をしていて、小山フィルムファクトリーの目的を達成することが期待できることから、特定非営利活動法人小山町フィルム Kommission を指定管理者候補と決定したものであります。

なお、指定管理期間は平成30年2月1日から平成34年3月31日までとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（藺田豊造君） ただいまのフィルムファクトリーの指定管理の指定について、2、3、御質問させていただきます。

第1問目は、この審査結果が、収支決算などが適切であるとおっしゃいましたが、どのような審議がなされたのでしょうか。

それから、第2点目は、NPO法人が現在、小山町竹之下599番地に置かれています。普通ならば、ここはフィルムファクトリーの現場でありますし、NPO法人として許可するには、場所として、この法人が占有権を持つような意味合いを持つ場所であります。どういうわけでそれを許可したのか。

それから、現在まで、小山町においてはフィルムファクトリー設置及び管理に関する条例が平成29年3月15日に条例第3号として施行されています。その中において、ロケ棟が1日15万円、あるいはアリーナ1日15万円と規定がされていますが、その利用、あるいはその収入が小山町にもたらされているかどうかをお伺いします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 藺田議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、今回、出された資料につきましては、あくまでもNPO法人から出されたものを、その資料に基づいて審査したものでございますので、収支決算の内容についてまでは突き詰めて確認をしたということではございません。あくまで提出された資料に基づいて、審査を行いました。

た。

2つ目の、場所を許可した理由ということでございますが、それまでNPO法人フィルムコミッションは、旧町立体育館で運営をしておりました。その体育館の取り壊しということもございましたので、NPO法人からもあそこの場所をというお話を承りまして許可をしたというような経緯だと記憶しております。

続きまして、使用料の状況でございますが、資料がちょっと古くて申しわけありませんが、8月の上旬までの資料しかございませんが、90万円の収入が町にございました。

以上でございます。

○5番(菌田豊造君) 肝心要のことを聞き忘れまして。フィルムファクトリーの利用に対しては、許可願、許可申請書が出ているようですが、私が行ったとき、今の課長さんは出してくれませんでした。許可申請書は出ているのでしょうか。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○町長戦略課長(後藤喜昭君) 菌田議員の再質問にお答えをいたします。

NPO法人小山町フィルムコミッションと小山町の間で賃貸借契約を平成29年4月1日に締結をしてございます。

以上であります。

○議長(米山千晴君) いいですか。ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第87号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第7 議案第88号 小山町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長(米山千晴君) 日程第7 議案第88号 小山町シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長(小野一彦君) 議案第88号 小山町シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてであります。

小山町シルバーワークプラザについては、高齢者の就業を促進し、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与するための拠点として町が設置し、平成20年5月から公益社団法人小山町シルバー人材センターが指定管理を行っております。

現在の指定管理期間につきましては、平成30年3月31日をもって満了いたしますが、施設の設



置目的と同法人の設立目的が一致することを考慮し、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の  
手続等に関する条例第2条第2項第1号の規定により、引き続き同法人を指定管理者の候補者と  
して指名し、申請書の提出を求めました。指定期間については、同施設の建築年から判断し、施  
設の移転、改修等、今後の方針を検討する期間を見込み、平成30年4月1日から平成33年3月31  
日までの3年間としました。

指定管理料につきましては、3年間で218万4,000円を予定しており、今定例会の一般会計補正  
予算第7号において債務負担行為の設定をお願いしております。

候補者の選定に係る審査については、指定管理者指定申請書に基づき、施設の管理に係る事業  
計画及び収支予算について、効率的、効果的な運営ができる内容であるか、また、地域振興や地  
域活性化に寄与する内容であるかなどを中心に書面審査及びヒアリングを実施しました。この結  
果、適正に運営することが十分期待できるものとして認められたため、同法人を指定管理者の候  
補者として選定したものであります。

本案につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指  
定の手続等に関する条例第6条第1項の規定により、公益社団法人小山町シルバー人材センター  
を当該施設の指定管理者の候補者と選定したことに関し、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ  
んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文  
教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、会議規則第39条第1項  
の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第8 議案第89号 字の区域の変更について

○議長（米山千晴君） 日程第8 議案第89号 字の区域の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第89号 字の区域の変更についてであります。

本案は、平成22年度から実施をしております県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区のうち、  
吉久保工区のは場整備工事が完了しましたので、換地処分を行うに当たり、字の区域を変更する  
ものであります。

この字の区域の変更は、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を経て定めるも  
のであります。

概略を申し上げますと、大字吉久保字上ノ山ほか5つの字区域につきまして、工事後の道路、水路の形状に合わせて、それぞれ字の区域を変更するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第9 議案第90号 小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第9 議案第90号 小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 議案第90号 小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、現在、小山町総合文化会館図書館横に建設中の小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」の設置及び管理を規定する条例であります。

条例では、設置の趣旨、目的、事業内容、休館日、開館時間、利用の制限などを規定しております。

なお、本条例の施行日は規則で定める日からとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第10 議案第91号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第10 議案第91号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第91号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、公営住宅法第47条の規定に基づき、町営住宅の管理を静岡県住宅供給公社に管理代行させることができるようにするものであります。

これまで町営住宅の管理は、入居者募集、入居者の決定、退去事務など、中立、公平な立場で適切な判断が求められることから、町で管理してきましたが、近年の社会情勢の変化により、住宅困窮者は増加し、公営住宅に対する需要は高まり、また、入居者の要望は多様化し、その数も増してきております。

そのため、管理代行制度の導入を行い、公営住宅の管理に実績のある静岡県住宅供給公社への管理代行により、多様化する入居者へのサービス向上を効率的にかつ効果的に行うこととしました。

管理代行することができる主な業務としましては、入居者募集及び決定などの入退去事務、雨漏り修繕などの緊急修繕等の対応、滞納者に対する明け渡し請求などの管理になります。家賃徴収業務や家賃決定、大規模修繕を含めた町営住宅の計画に関する事項については、引き続き町の業務となります。

本条例の施行日は公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第11 議案第92号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第7号）

○議長（米山千晴君） 日程第11 議案第92号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第92号 小山町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5億2,130万9,000円を追加し、予算の総額を123億89万3,000円とするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

はじめに、5ページの継続費の補正であります。1事業の変更であります。土木費、道路橋梁費の町道3975号線道路整備事業（一色工区）につきましては、中日本高速道路株式会社東京支社に委託し、事業執行しており、その進捗状況から年割額の変更をするものであります。

次に、6ページの繰越明許費の補正であります。2事業の追加であります。衛生費、清掃費の広域行政組合RDFセンター解体は、御殿場市・小山町広域行政組合からの受託事業であり、平成30年度にわたっての事業となるため、繰越明許費の追加をするものであります。

次に、土木費、道路橋梁費の町道1004号線道路整備事業は、落合社宅跡地の土地利用計画に伴い、接続道路となる当路線を早急に拡幅する必要があるため、事業に着手をするものであり、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、7ページの債務負担行為の補正であります。2事業の追加であります。小山フィルムファクトリーは、平成30年2月から4年2か月間、シルバーワークプラザは引き続き平成30年度から3年間、指定管理者制度により管理することから、その業務に要する経費3,600万円と218万4,000円をそれぞれ限度額として債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、8ページの地方債の補正であります。公共道路整備事業債及び急傾斜地崩壊防止事業債は、社会資本整備総合交付金等の国庫補助金や急傾斜地崩壊防止事業費県補助金の交付額に合わせて事業費を減額することに伴い、限度額の変更をするものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

10ページをお開きください。はじめに、15款2項1目総務費国庫補助金を276万円増額しますのは、旧姓を併記することに伴う既存住基システム改修に対する社会保障税番号制度システム整備費補助金を増額するものであります。

次に、11ページの同じく5目土木費国庫補助金を1億3,206万7,000円減額しますのは、町道3975号線道路整備事業や道路構造物点検業務等の社会資本整備総合交付金の交付額の決定に合わせて減額をするものと、新東名スマートインターチェンジアクセス道路整備事業等の地方道事業費補助金の交付額の決定に合わせて減額をするものであります。

次に、12ページにかけまして16款2項2目民生費県補助金を533万3,000円増額しますのは、重度障害者（児）医療費扶助の増額に対して、県からの補助金300万円の増額を見込むものと、子育て支援センターの遊具等の備品整備に対して、子ども子育て支援交付金を233万3,000円増額するものであります。

次に、同じく4目農林水産業費県補助金を1,084万9,000円減額しますのは、しずおか林業再生

プロジェクト推進事業補助金が、県との協議の結果、採択されなかったことによる減額及び森林・山村多面的機能発揮対策交付金が制度変更により、事業者への直接補助になったことによる減額が主なものであります。

次に、同じく 6 目土木費県補助金を697万5,000円減額しますのは、急傾斜地崩壊防止事業について、県補助金の交付決定額に合わせて減額をするものであります。

次に、同じく 8 目教育費県補助金を182万4,000円増額しますのは、放課後子ども教室の指導員に係る経費に対する補助金を増額するものであります。

次に、14ページの18款 1 項 2 目ふるさと寄附金を 3 億7,600万円増額しますのは、今年度の見込額に合わせて増額をするものであります。

次に、15ページにかけまして、21款 5 項 5 目衛生費受託事業収入を 3 億9,011万2,000円計上しますのは、RDFセンター解体事業に対する御殿場市・小山町広域行政組合からの受託事業収入であります。

次に、22款 1 項 2 目土木債を減額しますのは、事業費を社会資本整備総合交付金等の交付額の決定に合わせることに伴い、減額をするものであります。

次に、16ページから歳出予算の主なものについて説明をいたします。

1 款 1 項 1 目議会費のうち説明欄（1）職員人件費を16万5,000円増額しますのは、決算見込みに伴う補正で、職員人件費の補正は、この議会費のほか36の科目において調整をするものであります。

次に、17ページの 2 款 1 項 1 目のうち説明欄（2）一般行政事務費を315万2,000円増額しますのは、コピー用紙等の使用が増加していることから消耗品費を150万円増額するものと、郵便料金値上げにより通信運搬費を140万円増額するものが主なものであります。

次に、同じく説明欄（3）町長秘書費を278万円増額しますのは、公用車運転業務委託料を234万円増額するものが主なものであります。

次に、18ページの 2 款 1 項 4 目財産管理費のうち説明欄（2）財産管理費を375万円減額しますのは、町有地を医療法人社団青虎会及び社会福祉法人博友会に売却したことに伴い、前払賃借料還付分を減額するものであります。

次に、同じく説明欄（3）基金管理費を 1 億14万6,000円増額しますのは、ふるさと寄附の使い道について、登録有形文化財等の保全、活用のためを選択する寄附金額の見込みにより、文化財保護基金積立を 1 億円増額するものが主なものであります。

次に、22ページの同じく 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費のうち説明欄（2）戸籍住民基本台帳事務費を487万7,000円増額しますのは、旧姓を併記することに伴う住民基本台帳システム改修委託料276万円と、戸籍の附票記載事項通知連携のためのシステム改修委託料172万8,000円が主なものであります。

次に、25ページの同じく 7 項 3 目定住移住促進事業費のうち説明欄（2）定住促進事業費を491

万5,000円増額しますのは、居住用の土地購入者等に対する定住促進事業助成金470万円が主なものであります。

次に、28ページの3款1項2目障害者福祉費のうち説明欄(3)重度心身障害者(児)援護費を600万円増額しますのは、重度障害者(児)医療費に対する扶助費を決算見込みに合わせて増額をするものであります。

次に、33ページの同じく3項4目子育て支援事業費のうち説明欄(5)子育て支援センター整備費を413万9,000円増額しますのは、子育て支援センターに遊具等の備品を整備する350万円が主なものであります。

次に、34ページの4款1項1目保健衛生総務費のうち説明欄(3)救急医療対策事業費を372万1,000円減額しますのは、今年度の御殿場市救急医療センター負担金について決算見込みに基づき減額をするものであります。

次に、36ページの同じく3項2目塵芥処理費のうち説明欄(3)広域行政組合富士山エコパーク負担金を3,919万3,000円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第3号に伴う負担金の増額で、RDFセンター解体によるものが主なものであります。

同じく説明欄(4)広域行政組合再資源化施設建設事業負担金を378万3,000円増額しますのも、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第3号に伴う負担金の増額で、財源の組み替えによるものが主なものであります。

次に、37ページの同じく説明欄(5)広域行政組合RDFセンター受託事業費を3億8,911万2,000円計上いたしますのは、御殿場市・小山町広域行政組合からの受託事業としてRDFセンターの解体を行うものであります。

次に、39ページの5款2項1目林業総務費のうち説明欄(3)森林整備事業費を458万6,000円減額しますのは、静岡県との協議の結果、採択されなかった森林整備事業補助金を526万6,000円減額するものが主なものであります。

次に、同じく2目林道費のうち説明欄(2)林道維持管理費を300万円増額しますのは、台風により路肩が崩壊した林道中島線の修繕料であります。

次に、40ページの同じく3目治山事業費のうち説明欄(2)治山事業総務費を460万円減額しますのは、森林・山村多面的機能発揮対策事業について、制度変更に伴い、補助金が間接補助から直接補助になったことによる減額が主なものであります。

次に、44ページの7款2項3目町道整備事業費のうち説明欄(2)町道整備事業費を1億675万5,000円増額しますのは、繰越明許費で説明をいたしました町道1004号線整備に伴う物件移転調査費、工事費、用地費及び補償費が主なものであります。

次に、45ページの同じく2項4目公共道路整備事業費のうち説明欄(2)公共道路整備事業費を2億2,073万7,000円減額しますのは、社会資本整備総合交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものであります。

次に、同じく説明欄（3）新東名関連町道整備事業費を327万9,000円減額しますのは、地方道事業費補助金の決定に合わせて事業費を減額するものであります。

次に、46ページの同じく説明欄（4）道路構造物長寿命化事業費を1,072万円減額しますのは、社会資本整備総合交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものであります。

次に、同じく説明欄（5）東名足柄関連町道整備事業費を700万円増額しますのは、足柄スマートインターチェンジ周辺の国道、県道、町道に設置する道路標識の設計業務を実施するものであります。

次に、同じく5目防衛施設道路整備事業費のうち説明欄（2）防衛施設道路整備事業費を300万円増額しますのは、町道3866号線道路改良舗装工事の実設計により、道路用地の買収面積が明らかになったことから、用地費を計上するものであります。

次に、同じく6目急傾斜地崩壊防止事業費のうち説明欄（2）急傾斜地崩壊防止事業費を1,540万円減額しますのは、県急傾斜地崩壊防止事業費補助金の交付決定に合わせて事業費を減額するものであります。

次に、47ページの同じく4項4目下水道整備費のうち説明欄（2）下水道事業特別会計繰出金を625万4,000円増額しますのは、下水道事業特別会計の補正予算第2号に伴い増額するものであります。

次に、49ページの8款1項1目常備消防費のうち説明欄（2）広域行政組合常備消防負担金を332万9,000円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第3号に伴うもので、人件費の決算見込みに伴う負担金の増額であります。

次に、52ページの9款2項1目学校管理費のうち説明欄（5）小学校施設整備費を296万9,000円減額しますのは、トイレ改修工事設計委託料の入札結果に基づく減額346万9,000円が主なものであります。

次に、54ページの同じく5項4目生涯学習センター管理費のうち説明欄（3）体育施設管理費を208万9,000円増額しますのは、小山球場の電気設備の修繕料と総合体育館のバレーボール用支柱を購入するものであります。

次に、55ページの同じく説明欄（4）パークゴルフ場管理費を288万9,000円増額しますのは、芝刈機と現在整備中のクラブハウス内の備品を購入するものが主なものであります。

最後に、12款1項1目予備費を8,551万5,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩といたします。

開会は11時05分を予定しております。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（高畑博行君） ただいま提出されました平成29年度小山町一般会計補正予算（第7号）について、3点質問をさせていただきます。

1点目は、歳入の部、14ページ18款1項2目ふるさと寄附金、ここで3億7,600万円の増額補正をしています。本年度のふるさと寄附金の現状について教えてください。人気の返礼品も昨年と大きな変化はないのか紹介いただきたいと思います。

2点目は、歳出の部の37ページ4款3項2目塵芥処理費の説明欄（5）、これは歳入の部とも当然関連しているわけですが、広域行政組合RDFセンター受託事業費3億8,911万2,000円についての質問です。これは広域行政組合議会の問題なのでしょうけれども、まだ広域議会で承認されていない受託事業の金額ですが、本町の12月議会の補正予算で出てきています。広域議会の臨時会の開催が小山の議会より遅い11日の開会のために、事業を早く進める目的のために順序立てとしては前後してしまっているということ、広域議会事務局からは聞いておりますけれども、そういう認識でいいのでしょうか。また、果たしてそれでいいんだろうかというふうな、ちょっと疑問があるわけですが、その点をお聞きします。

3点目は、このRDFセンターの解体の日程的な目途とか、どの業者さんが解体するのかという入札関係、また、この施設はごみ焼却施設であった関係で、解体する上でダイオキシンなどの特別に配慮すべき点があるのではないかと心配するわけですが、それらの点についての説明も併せてしていただけたらと思います。

以上、3点、質問をいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、ふるさと納税寄附金の現状ですが、今年度10月末現在のデータで申し上げますと、昨年10月末と比較しますと、件数は1万件余、金額は4億3,000万円余の増となっております。

人気のある返礼品は、昨年度と同様の内容となっております。特に変更はございません。

続きまして、3点目の御質問のRDFセンターの解体費の関係ですが、2点目の広域議会との説明の順序の逆というお話も合わせまして、私どもでは、まだ広域行政組合の方から詳細設計、設計書の提出がございませんので、その辺りの詳細はお答えしかねます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 高畑議員にお答えをいたします。

まず、工事の内容と、今後のスケジュールですが、先ほど申し上げましたとおり、詳細設計がまだこちらの方に来ておりませんが、今後の日程では、1月に入札を考えております。



ダイオキシン対策につきましては、詳細設計がまだでき上がってきておりませんので、内容については不明ということでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○1番（遠藤 豪君） 1点だけお聞きしたいと思います。

45ページ、7款2項4目の15節、17節の工事請負費と公有財産購入費の関係ですが、先ほどの説明で、(2) 公共道路整備事業、社会資本の補助金、交付金との関係で、大きな金額が減額になっています。一つ聞きたいのは、15節の町道整備6,335万円、それから道路敷地の6,300万円を当初予算に載せてあるということは、地区要望等の生活道路の関係で当初に計上してあると思いますが、これだけの金額を減額して、後ほどできるのかもしれませんが、その影響はいかかなものかと考えられますので、地区要望に対して特に影響がないのかどうか。この点、1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

7款2項4目の公共道路整備費ですが、社会資本整備総合交付金により進めます道路事業の案件です。この案件は、町道の整備につきまして国土交通省の交付金をいただき、事業を進めるものです。当然ながら、この減額については、国費の決定に基づきまして減額するものでありますけれども、地区の皆様に対しましては、この町道整備事業に対しての御負担がかからないよう、町としましても配慮し、進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は、所管の総務建設委員会及び文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第12 議案第93号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第12 議案第93号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○**経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君）** 議案第93号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ185万4,000円を増額し、歳入歳出総額を2億2,237万2,000円とするものであります。

また、合わせて地方債の補正をするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。4款1項1目一般会計繰入金を625万4,000円増額しますのは、歳入歳出の差額について一般会計からの繰り入れを増額するものであります。

次に、7款1項1目下水道事業債を440万円減額しますのは、県との協議の結果により、下水道事業債を減額するものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

7ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費、説明欄（2）下水道施設維持管理費を185万4,000円増額しますのは、平成28年度消費税及び地方消費税の確定申告により、消費税納付額を増額するものであります。

以上であります。

○**議長（米山千晴君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第93号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（米山千晴君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第13 議案第94号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○**議長（米山千晴君）** 日程第13 議案第94号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○**住民福祉部長（小野一彦君）** 議案第94号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ44万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億137万6,000円とするものであります。

はじめに、歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。2款2項4目介護保険事業費補助金を75万6,000円増額しますのは、

法改正に伴う電算システム改修に対する国庫補助金であります。

3款1項2目地域支援事業支援交付金を255万2,000円減額しますのは、平成29年度の交付金変更申請に伴い、現年度分が減額交付されるものであります。

続きまして、8款2項3目説明欄1介護給付費交付金追加交付206万9,000円、それから、説明欄2地域支援事業支援交付金追加交付17万3,000円を増額しますのは、平成28年度の給付実績に伴う追加交付金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

6ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の説明欄(2)の主なものは、13節電算システム改修151万2,000円の増額で、法改正に伴う電算システム改修であります。

次に、7ページをお開きください。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費の説明欄(2)を3,796万円、4項1目高額介護サービス費の説明欄(2)を652万1,000円、それぞれ増額しますのは、いずれも決算見込みに基づく補正であります。

次に、8ページをお開きください。4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費の説明欄(2)13節通所型サービスB事業72万円を減額し、2項1目一般介護予防事業費の説明欄(2)13節高齢者の生きがいと健康づくり推進事業72万円を増額しますのは、事業内容の変更によるものであります。

最後に、9ページをお開きください。6款予備費4,581万4,000円を減額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番(菌田豊造君) 2点ばかり質問させていただきます。1点目は、8ページの高齢者の生きがい健康づくり推進事業といたしましたが、どのような事業を予定されているのでしょうか。

それから、2点目は認知症支援事業で、臨時職員の賃金が13万4,000円ですけれども、この13万4,000円は結構ですけれども、どのような方がこの支援事業に携わるのか教えてください。

以上です。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○住民福祉課長(渡邊啓貢君) 菌田議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の8ページの高齢者の生きがいと健康づくり推進事業であります。こちらにつきましては、従来のふれあい茶論とかミニデイ、そちらに割り振るという形になります。といいますのは、その2つ上にあります通所型のサービスB事業、こちらの方に予定しておりましたが、これは事業対象者、もしくは要支援者という形で、若干介護、要介護までならない方なんですけど、少し支援が必要な方を対象とした予防サービスだったわけですが、こちらの方の需要よりも、この下の一般介護予防事業としての効果を求めたいということで、そちらの方の充実を図るため

に予算をこちらへ移しております。

2点目の臨時職員につきましては、これは臨時職員の賃金の改定に伴うものになっております。ちなみに、介護の方では認知症の支援員ということで、認知症に対しての専門的な知識を有する方、それから、あとは一般の事務の方を1名雇用しております。その他には認定調査員という形で、判定の調査をする方、3名を臨時職員で雇用しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第94号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月1日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時27分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 高 畑 博 行

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

平成29年第7回小山町議会12月定例会会議録

平成29年12月1日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君  
 3番 鈴木 豊君 4番 池谷 弘君  
 5番 菌田 豊造君 7番 高畑 博行君  
 8番 渡辺 悦郎君 9番 込山 恒広君  
 10番 梶 繁美君 11番 池谷 洋子君  
 12番 米山 千晴君

欠席議員 6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	高橋 利幸君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	湯山 博一君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 建 設 部 長 兼 商 工 観 光 課 長	池谷 精市君
教 育 次 長 兼 こ ど も 育 成 課 長	長田 忠典君	危 機 管 理 監 兼 防 災 課 長	岩田 芳和君
町 長 戦 略 課 長	後藤 喜昭君	総 務 課 長	大庭 和広君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住 民 福 祉 課 長	渡邊 啓貢君
健 康 増 進 課 長	平野 正紀君	く ら し 安 全 課 長	杉山 則行君
建 設 課 長	高村 良文君	都 市 整 備 課 長	野木 雄次君
農 林 課 長	前田 修君	未 来 拠 点 課 長	清水 良久君
お や ま で 暮 ら そ う 課 長	岩田 和夫君	上 下 水 道 課 長	渡辺 史武君
生 涯 学 習 課 長	小野 正彦君	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	田代 攻君
総 務 課 副 参 事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君

散 会 午後2時40分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

3番 鈴木 豊君

1. 町の史跡などを掘り起こす観光振興について
2. 子供たちへの安心安全対策について

7番 高畑博行君

1. 東京五輪自転車ロードレースのゴールが富士スピードウェイになることを受けて
2. 富士紡落合社宅と旧町立体育館跡地の跡地利用の展望は

2番 佐藤省三君

1. 次期学習指導要領の内容や改訂全面実施までの経過について

4番 池谷 弘君

1. 公共交通のオンデマンド化等について
2. 保育園入園の今後の対応について

11番 池谷洋子君

1. 期日前投票所の利便性向上について
2. 災害時、断水に備えたトイレの確保を

(追 加 日 程)

追加日程第1 町長提案説明

追加日程第2 議案第95号 小山町都市計画税条例の制定について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので、報告します。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。室伏副町長、遠藤経済建設部長代理は、公務のため、本日の会議を欠席しておりますので、報告します。

当局側の答弁について、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

---

日程第1 一般質問

○議長（米山千晴君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は今回、通告により2項目の一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、1項目めの質問に入りたいと思います。

町の史跡などを掘り起こす観光振興についてであります。

私は、自分のマニフェストの一つとして提示してありますが、小山町にある自然環境と史跡を活かした着地型観光ツアーを常に思い描いておりました。史話と伝説の地の史跡めぐりやお寺めぐり、また、山々にあるサンショウバラや里山めぐりなど、小山町にはたくさん観光資源が埋もれております。この資源を世間に知らせること、つまり掘り起こす観光に価値が見出せるのではないのでしょうか。

総合計画にも、資源と施設を連携させた観光ツアーのコーディネートを推進するとともに、小山町ならではの着地型の観光メニューとしての情報発信をしますとうたっておりますし、まち・ひと・しごと創生総合戦略でも観光産業の強化の中でモニターツアーを企画実施するともなっております。

これに伴う企画力が楽しみであります。現在、その姿が私どもには目に見えてないのが実情であります。例えば、足柄地区には、城跡や幾多の石碑文、遺跡や足柄古道や赤坂古道など、史話と伝説の地が数多くありますし、ほかの地区にも掘り起こせば幾多もあります。

時には、足柄千年古道ハイキングや四季の旅人が企画したハイキング等も開催されております

が、もっと全国や海外にも発信できる観光ツアーにできないのものかと考えます。現在、旅行社が提供しているツアーには、城めぐりツアーや歴史を楽しむシリーズツアー、宮めぐりツアーなども企画されております。サイクリングイベントだけでなく、史話と伝説の史跡めぐりツアーなども観光交流人口の拡大として視野に入れたらどうでしょうか。

小山町には、これからホテルも建ち、国内や外国の観光客の誘致を推進する中で史跡を掘り起こす着地型観光振興も目指すべきと私は思います。

そこで質問します。

1点目は、町長は、この観光資源の利活用について、どのような考えをお持ちでしょうか。

2点目は、この史跡などを掘り起こす観光ツアー企画を、旅行社、民間業者を巻き込んで行う考えがあるかお伺いします。

3点目は、着地型の観光マップを作成する考えがあるかお伺いしたいと思います。

1点目は、以上でございます。

次に、2項目めの子供たちの安心安全対策についてであります。

私は、最近、子どもに対する命について、全ての大人とは申しませんが、軽んじていると見受けられます。防犯ネットでも、子どもに対する事故や事件の相談も多く届いております。現在の社会情勢からも、子どもたちが事故や事件という危険に巻き込まれないように、子どもたちの見守りが、今後ますます重要であると感じられます。

町でも、見守り隊が通学路に立っていたり、青パトでのパトロールのシールを張り、見守っている様子も見受けられます。しかしながら、いつどこで発生するか予測のつかない犯罪を未然に防止するための防犯活動は、粘り強く継続して取り組まなければなりません。

最近のニュース等では、集団通学中の児童の列に車が突っ込み、はねられた事故や、放課後に変な人に嫌がらせをされたり、子どもへの暴力など、子どもたちの事故や事件が多く起きております。

先日の報道で、児童がダンプにひかれて亡くなる事故もありました。町でも、内陸フロンティアやほ場整備工事など、開発の工事などでダンプの往来が多くなり、子どもたちの安全にも危惧されるところであります。

その他に私が気がついたのは、学校への通学路において、歩道部分の線が消えて薄くなっている箇所がたくさんありました。早急の改善も必要と思います。

最後に、子どもの安全を守るためにできることについて、学校や地域の皆さんやPTAなどの工夫が必要不可欠と思います。

そこで、4点ほど質問いたします。

1点目は、小山町内において、幼児も含めて、子どもの事故や事件は最近までにどのくらいあって、どのような内容かお伺いします。

2点目は、子どもたちへの通学路への見守りに対して、町の取り組みはどうでしょうか。



3点目は、地域で子どもたちを見守る安全体制の強化について、どのような考えを持っているか。

4点目は、学校における子どもたちへの防犯対策をどのように考えているのか。

以上、4点お伺いします。

よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木 豊議員にお答えをいたします。

はじめに、町の史跡などを掘り起こす観光振興についてのうち、町の史跡などの観光資源の活用について、どのように考えているかについてであります。

本町には、世界文化遺産富士山の構成資産である富士浅間神社、金太郎伝説ゆかりの地、国登録有形文化財の豊門会館や西洋館、足柄古道など、歴史的に価値の高い史跡等が数多く存在しております。

これらの地域資源は、誘客施設として重要な観光資源であると認識をしておりますが、来訪者をもてなす観光ガイドの養成や、現地での体験型観光メニューの創造など、受入環境の整備を進めることが急務であると考えております。

現在、町では、観光庁が推奨する日本版DMOを構築するため、小山町DMO準備室を設置し、観光地経営の視点に立った観光地域づくりの取り組みを始めたところであります。

小山町DMOは、明確なコンセプトに基づいた戦略を策定し、効果的なプロモーションにより、交流人口を拡大させ、地域での消費拡大につなげることを目的としており、その取り組みの中で受入環境の整備を進め、観光資源を最大限に活用した誘客に努めてまいりたいと考えております。

次に、町の史跡などを掘り起こす着地型の観光ツアーを、旅行社や民間業者を巻き込んで企画する考えはあるかについてであります。

先ほど御説明しました小山町DMOの取り組みの中で、観光事業者をはじめ、商工業や農林業、地域住民など、幅広い分野の関係者との連携により、地域の魅力を発掘・活用した着地型旅行商品の造成・販売を行い、旅行会社から依頼を受けた現地手配業務を行うこととなります。

現在の取り組みといたしましては、小山町観光振興計画に掲げた具体的な施策に数値目標を加えた、小山町観光振興計画アクションプランに基づき、各種事業を実施しているところであります。これまでの取り組み状況を紹介いたしますと、足柄古道のツアー開催を目標値の1回に対して2回、旅行会社へのプロモーションを目標値の4回に対して3回、モニターツアーの開催を目標値の4社に対して19社の参加を得て実施したところであります。引き続き、観光産業の強化に向けて、小山町ならではの魅力ある旅行商品を企画してまいりたいと考えております。

次に、町の史跡やお寺などの分かりやすい観光マップを作成する考えはあるかについてであります。

現在、生涯学習課において、町内の樹木、神社、寺院、石造物、遺跡、人物などを盛り込んだ

文化財の解説冊子の作成に取り組んでおります。この冊子をガイドマップとして活用し、史跡をめぐるコース設定を行うなど、誘客の促進につなげてまいります。

今後も、小山町DMOの構築を通じて、本町の豊かな自然環境や史跡等を活用した、体験型観光の受け皿づくりを進め、町内の宿泊施設と連携した着地型観光メニューにより、国内外から多くの観光客が訪れていただけるような観光地域づくりに努めてまいります。

その他の御質問に関しましては、担当課長及び教育次長から答弁を申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（杉山則行君） 子どもたちへの安心安全対策のうち、はじめに、町内における子どもの事故や事件の最近の発生状況と、その内容についてであります。

平成29年1月から9月末までの期間における発生状況についてお答えいたします。

静岡県警察本部の交通事故統計によりますと、町内で発生した人身事故は47件で、70人が負傷しています。そのうち、中学生以下の子どもが関係する事故は7件で、8人の子どもが負傷しています。

内容は、小学生が歩行中に車と接触した事故が3件、3人あり、その他4件5人は乗車中の事故によるものです。

町内で中学生以下の子どもが関係する事件につきましては、御殿場警察署への照会によりますと、1件が確認されており、その内容は、家庭内における小学生に対する過度のしつけによる事案ですが、幸いにもけがには至らなかったと確認しております。

このほか、声かけ事案と露出事案がそれぞれ1件発生したと御殿場警察署から報告を受けています。

次に、通学路見守りの取り組みについてであります。町では、小山町交通安全対策協議会を設置し、春・夏・秋・年末の交通安全運動期間中に、通学路において登下校時の交通安全街頭指導を実施しています。

また、小山町交通指導員会におきましては、毎月第1・第3月曜日と、10日、20日、30日のゼロのつく交通事故ゼロの日に、子どもたちの登校時間に合わせて交通指導を実施しています。

こうした町の取り組みのほか、静岡県交通安全協会御殿場地区支部の役員、交通安全指導員、各中学校区単位で活動している防犯組織や御殿場警察署、防犯協会の会員である地域安全推進員など、交通安全、防犯の団体やPTA等がそれぞれの団体の計画に基づき、通学路のパトロールを行っていただいております。

さらに、地域安全推進員は、組織的な活動だけでなく、自主的な活動として緑色のベストを着用し、交差点の見守りや犬の散歩をしながら、または青色回転灯を装着した車両により地域のパトロールを実施していただいております。

次に、子どもたちを見守る安全体制の強化の考えについてであります。

足柄地区では、シニアクラブ松の会が交通安全、地域防犯や挨拶励行を目的に、オリジナルユニホームを着用し、子どもたちの登下校中の見守り活動を行っていただいております。

他の地区におきましても、自主的な活動が広がるよう町から働きかけを行い、安心安全体制を強化してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 子どもたちへの安心安全対策についてのうち、学校における子どもたちへの防犯対策をどのように考えているのかについてお答えいたします。

子どもの安全を守るため、各学校とも防犯対策について、以前に増して取り組みを強化すべきと考え、次の3つのことを実施しております。

まず1点目は、危機管理の徹底と危機意識の高揚であります。事前・事後の危機管理体制を作り、全職員が当事者意識を持って取り組むことが大切なことから、安全マニュアルを作成するだけでなく、実際に訓練を行い、刺股などの防御機器や緊急通報システムを使いこなす練習や緊急時の校内連絡方法の徹底と訓練を行っております。

次に、2点目に、安全教育の充実であります。子どもたちに対しては、必ず複数で下校する、防犯ホイッスルを常備するなど、徹底した指導をしております。

3点目は、保護者や地域との連携であります。小学校では、通学路のマップを使って、地域の方々と危険な箇所を把握するため、交通安全リーダーと語る会という話し合いの場を設けております。また、小学校のPTAにおいて、かけこみ110番に協力していただける個人宅や事業所を増やすため、精力的に働きかけを行っていただいております。

その他の対策につきましても、必要と判断すれば早急に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問させていただきます。

1項目めの、町の史跡などを掘り起こす観光振興について、ただいま、DMO準備室を設置し、観光地域づくりを始めるとの回答がありましたが、2点ほど再質問させていただきます。今までも様々な取り組みを、私は承知しているところでありますが、ツアーの企画について、行政独自の企画でなく、観光協会、商工会、旅行社、行政などが知恵を出し合い、小山町の歴史的価値のある史跡や観光地を紹介し、宿泊もしてもらうなどの着地型観光ツアーを企画し、早急に、もっと目に見える情報提供をすべきと、私は思いますが、もう一度考えをお聞きます。

2点目は、富士山遺産ツアーや金太郎伝説ツアー、笛祭りや聖天堂大祭、もみじ祭などのイベントのタイアップもできると思いますが、その点の考えもお伺いしたいと思います。

2項目めの、子どもたちへの安全対策についてであります。町において、現在のところ、子

どもたちの大きな事故や事件がないことは幸いでありますし、多種多様な安心安全対策を講じていることが答弁で分かりました。

1点だけ再質問します。各地域、PTA、学校、警察など、それぞれで取り組みをしていますが、宇都宮市などでも行っています自主的な防犯活動の継続性として、各地区、警察、行政のネットワークによる地域防犯ネットワークの構築を考えたかどうかと思いますが、考えをお伺いしたいと思います。

以上、2項目の再質問をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。若干、観光については、造詣深いことは承知しておりますが、ちょっと私が町長になってからの取り組みをお話しさせていただきます。

平成23年の4月の選挙で当選して、このときのマニフェストに観光立地を目指すと、この項目を掲げて当選させていただきました。これを受けて、平成24年に観光振興条例を作ってくださいました。平成26年に観光振興計画を作りました。これを受けて、平成28年に観光振興アクションプランというのを作りました。これにつきましては、御承知のとおり、数値目標を入れて、審査委員会を組織しております。観光振興推進会議は、年に2回、6月と11月、進捗状況をチェックする、またいろいろな観光についての提言をいただく審議会でございます。これを続けてやってきました。

このメンバーであります、外部から伊藤光造先生、この方が学識経験者ということで委員長になっていただきまして、東海大学の杉本洋文先生、また川口良子先生にもなっていただき、あとは議会からは経済建設委員長の梶 繁美さんも入っていただいておりますし、あとは区長会長、婦人会長、それぞれ、また、観光関係では旅館組合の須走の米山さん、また、富士スピードウェイからもお一人、それと、ゴルフ場協会からも代表1人と、それから、富士箱根トレイルの協議会の代表と、また、フィルムコミッション、またDMOの準備室からも出ているということで、町からは経済建設部長が入っている、総勢20名で、この推進会議を運営しております、そんな形で、先ほどもいろいろお話し申したとおり、事業を進めているということでございまして、DMOという形で、今は事業を進めようということで、準備室を始めたところでございます。

このDMOのメンバーでございますが、まだ設立予定ということで、正式な、まだ組織として発足はしておりません。今の段階は候補法人ということで登録をいただきました。これは2020年までに国が全国100の団体を指定すると、こういう形になっておりまして、まだ今、その指定に向けての準備段階ということで、これについてはいろいろ事業をしながら、事業の結果によって認定をいただくということで、既に今年度から予算もつけて準備室の中で、今、進めているということでもあります。

今、町として考えているDMOのメンバーであります。当然、町が入り、観光協会、商工会、それに住民団体ということで、区長会、それからNPO法人やらボランティアの団体やら学校、自衛隊と、それと、観光事業者として、ホテルや旅館、民宿等々、旅行者、それから農林業者、商工事業者、交通事業者、富士急やら鉄道会社ということで、あと、マスコミの関係ですね。こんなメンバーでこれから、指定を受けた暁には組織運営をしていくと、こんな形で考えております。

今、DMO準備室が取り組んでいる事業であります。企業福利厚生メニューの受け皿づくりとして、営業活動をやっています。大きな企業の福利厚生の中に、小山町の観光を入れていただくということで、今、お願いに歩いているということやら、あと、山久荘や大胡田荘を宿泊拠点とした農業体験を実施、試行いたしております。これはもう、御殿場の中畑ですか、協力者をいただいて、既に実行もしております。

それから、あと、須川のフィッシングパーク、ここでも商品開発をして、ここでいろいろ体験もさせていただいたり、陶芸も含めて、ここで一緒に何か始めたようでございます。

あと、今、自衛隊にお願いしているのは、夏休み等に自衛隊の家族を小山町へ呼び寄せて、いろいろと滞在型の観光をしていただきたいと、こんなことも、自衛官へ呼びかけているということでございます。

まだ、もろもろ幾つか今、やっておりますが、今年度、4月から準備室が始まったばかりでございますので、まだ実質的には余り見えておりませんが、そんな形でこれからの小山町の観光は、このDMOを主体としてやっていくと、こういうことになろうかと思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

今回の再質問ですが、ツアーの企画等につきましては、今申したとおり、これからDMOを中心にいろいろな形で、体験を含めた観光ツアーを考えていくと。現在、足柄にホテルも建設中でございます。来年には完成と。また、併せて、須走の国道138号沿いで、かつてのゴーカート場の跡地で、9階建てのホテルを既に建設をしております。インバウンドも期待できますので、これらについての対応も、DMOを通してやっていこうと、こんな考えでございます。

また、情報提供につきましては、町のホームページ、金太郎フェイスブックを通して、順次、季節に合わせていろいろな企画も含めて御提案をしていると、こんなことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

あと、2番目の質問であります。イベントにつきましては、既にもみじまつりも、これは静岡のSBSを通して、去年と一昨年ですか、2回、もみじまつりのツアーを静岡市を中心に募集をさせていただいて、2回ほど50名ずつぐらい参加をさせていただいております。

それから、湯船のあじさいまつりと足柄峠のサンショウバラに合わせて、JR東海のさわやかウォーキングをお願いしていただいているということでございます。

そんなことで、いろいろ今、ウォーキングやら、また、町の企画に対してのツアー募集やら、

こんなこともやってきましたが、今申し上げたとおり町としてはDMOを一元化して、ここを通じてこれからやっていこうと、こんな考えでございますので、ひとつ御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（杉山則行君） 再質問いただきました、各種団体による防犯ネットワークを構築する考えについてお答えいたします。

先ほど答弁させていただきました各地域、PTA、学校や警察等の取り組みのほか、町では小山町生活安全のまちづくり条例により、小山町生活安全のまちづくり推進協議会を設置しております。この協議会は、町、警察や各中学校区単位の防犯組織である小山中学校区防犯連絡協議会、北郷地区防犯連絡協議会、須走地域安全まちづくり連絡会の代表者のほか、学校、PTA、子供会、地域安全推進員や各種団体の代表者により構成されており、町全体で防犯に関する情報共有や、各団体の取り組み活動を把握するための防犯ネットワークを組織しているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再々質問ではございませんが、要望として。

1 項目めの質問については、早期に目に見える史跡の観光ツアーを期待します。

2 項目めの安心安全対策については、今後も地域全体での見守りをお願いしまして、私の一般質問を終了といたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 次に、7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 私は、東京オリンピック自転車ロードレースのゴールが富士スピードウェイになることを受けてと、富士紡落合社宅と町立体育館跡地の利用の展望はこの2つの質問を一問一答方式でさせていただきます。

まず、東京オリンピック自転車ロードレースのゴールが富士スピードウェイになることを受けての質問です。

2020年東京オリンピック自転車ロードレースのコース案の詳細が11月7日に判明し、一斉に新聞報道されました。それによると、男子は東京都調布市の武蔵野の森総合スポーツ施設付近をスタートし、相模原市、山梨県道志村など国道413号を走り、その後、山中湖、富士スピードウェイ、富士山麓を周回しながら、最終的には富士スピードウェイにゴールする270キロのコースだといひます。

また、女子は、富士山麓の周回などはカットされるものの、スタートとゴールは同じで、距離が140キロのコースになるということです。

さらに、それに加えて、同じロード種目のタイムトライアルについても、皇居外苑を発着する

招致段階の案から、富士スピードウェイ周辺にコースを移す方向でUCI（国際自転車競技連合）と最終調整しているという報道が11月11日に分かりました。

ただし、これらの報道はまだ最終決定ではなく、今後、オリンピック組織委員会とUCIが地元自治体や警察などの意向を踏まえてルートを確定させ、来年3月までにIOC（国際オリンピック委員会）の理事会で正式決定を目指すということだそうです。

その正式決定を受けて一般質問をした方が、私としても当局としても問答のやりとりがやりやすいのかもしれませんが、3月正式決定ですと、早くても来年6月議会での一般質問になってしまい、今でもオリンピック開催まで3年を切っているわけですので、果たして間に合うのだろうかという懸念もあります。

そこで、もろもろの点で本町としても分析検討を加えて準備に入るべきだと考え、今回、本件に関して幾つか質問をさせていただきます。

まず、町長に伺います。今回の案が本決定になれば、本町としても一大イベントになり、多く訪れる観光客への対応、経済効果の具現化に向けた取り組み、交通問題や安全対策の構築など、考えていくべき課題は極めて多いです。そこで、それらの点について、町長の考えをお聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

議員御質問のとおり、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの自転車ロードレース及びタイムトライアル競技が、小山町で実施されることが検討されていることは、新聞報道等により承知をしているところであります。

しかしながら、町では、オリンピック・パラリンピックの組織委員会などから、会場に決定したとの報告等を受けておらず、その詳細について把握をしていないため、お答えすることができません。

そこで、あくまで一般論としての回答となりますが、世界的なイベントが実施されることを考慮したとき、町としても実施する分野に関連する機関等と綿密な協議や調整を行い、対応していくことになると考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

過去2回行われたF1レースの開催の経験や反省点などを活かすなら、観光客やスタッフ用の弁当など、飲食物の提供や地元物産品のアピール、宿泊先などの確保と富士登山をはじめ、富士箱根伊豆周辺観光への誘導など、大きなビジネスチャンスと捉えることができます。それらの点に関して、どう考えているか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 先ほど町長が申し上げましたとおり、大会の実施内容の詳細が明

らかでないため、一般論として回答させていただきます。

町として実施する分野に関連する機関等と協議や調整を行い、対応していくことになると考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

まだ正式決定していないから詳細まで答えられないということでしょう。ただ、弁当など一つとっても、全て大手の企業に一括発注されるのでは、地元開催のメリットは何もありません。そこで、もし、正式決定された際は、本町の業者さんや商店主さんたちが元気になり、地元も潤う方向で、JOCや県などと積極的に交渉していくということを確認させていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 一般論として回答させていただきますが、イベントの主催者は、その規模が大きければ大きいほど、準備する弁当などの個数も多くなるため、どうしても大きい企業等に一括発注をして効率を上げるということを行う傾向があります。

しかし、イベントによる町内業者への経済的波及効果を考慮したとき、町としてもなるべく町内の業者を利用していただくように、関係機関と協議や調整を行う必要はあると考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、次の質問です。

このロードレース開催に当たっては、本町だけで対応できるものではありません。JOCや静岡県、周辺の県や市、町との調整も必要でしょう。ただ、極めて大きな取り組みなだけに、本庁内でも担当する専門部署、係を設置して、来年4月から早急に対応すべきと考えますが、その点はどうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 一般論として回答させていただきますが、オリンピック・パラリンピックは、世界的なビッグイベントであり、協議や調整を行う分野も多方面にわたることから、必要性を検討すべきであると考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

最終決定が3月なので、それを受けてでは4月の新年度スタートに専門部署の設置は間に合わないでしょう。しかも、これだけの大きなイベントに対応するためには、今ある課や係が他の仕事と兼ねて業務を行えるほど甘いものではないと考えます。やはり専門部署は必須条件です。

そこで、もし正式決定されれば、年度途中でも専門部署の設置が可能なのかどうかお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。



○町長戦略課長（後藤喜昭君） 機構改革による専門部署の設置は、年度途中でも実施することは可能であります。したがって、その際は、議員の皆様にも説明をさせていただくとともに、広報紙等を通じて町民などの皆様にもお知らせをします。

以上です。

○7番（高畑博行君） 3点目の質問です。本町はこれまで様々な自転車レースを開催してきました。東京オリンピックでは伊豆市も開催地の一つなので、この東京オリンピック自転車ロードレースを機に、伊豆市や県とタッグを組んで富士山周辺が自転車ロードレースの聖地になるような取り組みも考えられますが、どうでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 東京オリンピック・パラリンピックの開催に関わらず、本町では、富士山須走口五合目へ駆け上がる、ふじあざみラインのヒルクライムレースや富士スピードウェイのサーキットを周回するロードレースを開催し、年間5本の自転車競技大会を通じて、自転車を活用したまちづくりを進めているところであります。

昨年度は、静岡県とイタリアのフリウリ・ベネチア・ジュリア州とのスポーツ交流の一環として、イタリア人サイクリストを招いて、ふじあざみラインを会場にヒルクライムレースを開催し、その翌日には、伊豆半島一周サイクリングに参加するなど、静岡県東部地域において広域連携によるサイクリストの聖地化に努めているところであります。

さらに、静岡県東部・伊豆地域の関係団体で組織します静岡県東部地域スポーツ産業振興協議会のサイクル部会では、富士山一周サイクリングの旅行商品化に向けた取り組みを行っているところであります。

今後も引き続きロードレースの聖地の実現を目指し、自転車を活用した取り組みを拡大していきたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 4点目の質問です。交通渋滞やアクセス関連も大きな問題です。ロードレース開催の2020年7月25日から29日までに、果たして新東名高速道路は完成しているのか。また、周辺アクセス道路はどうなのか。小山パーキングエリアはどうなのか。これらの工事の進捗によって大きく変わる可能性があります。この点についてはどう考えるかお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 新東名高速道路建設事業は、平成32年度の供用に向けて、中日本高速道路株式会社が事業を進めております。具体的な供用開始日は、現在は決定しておりません。

また、周辺道路の整備につきましては、同じ平成32年度の完成を予定しておりますが、町といたしましては、早期完成を目指してまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。新東名も周辺道路も、平成32年度

供用、完成ということです。オリンピックは同じ平成32年の夏の開催ですので、オリンピック開催までに新東名や周辺道路、小山PAが完成しているか否かは微妙です。むしろ完成していない可能性の方が高いかもしれません。

そう考えると、ロードレースに限らなくても、オリンピック開催とこれらの道路やPAの工事の進捗状況によって、その対応策は大きく異なるという認識でいいのでしょうか、お伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高畑良文君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。新東名高速道路及びその周辺工事の完成予定は平成32年度中の完成であることから、その対応につきましては、議員御指摘のとおり、工事の進捗状況次第であると考えております。

先ほど答弁させていただきましたが、町が直接発注いたしますアクセス道路の工事につきましては、優先順位を決め、早期完成を目指してまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 5点目の質問です。最終ルートが決定していないと何も言えませんが、この期間は富士山の開山期間中でもあります。交通安全、観光客の安全などの対策は十分確保していかなくてはなりません。その点の対応策は、どう確保していくつもりでしょうか、お伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） これまでの答弁と同様に、大会の実施内容が不明であるため、お答えすることはできませんが、東京オリンピック・パラリンピックの開催時期は、富士登山をはじめ、多くの観光客が訪れる期間であり、町民や来訪者の安全対策については、関係機関と調整の上、十分な対応を図っていく必要があると考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、最後の質問です。この期間は、学校の夏休み中か終了直後に当たります。そうであれば、学生ボランティアの期待もできます。学生や一般ボランティアの活用についてはどう考えますか、お聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 先ほども申し上げましたとおり、大会の実施内容の詳細が明らかとなっていないために、一般論として回答させていただきますが、必要とされるボランティアにつきましても、関係機関と調整の上、十分な対応を図っていく必要があると考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） いずれにしても、最終決定が来年3月ということで、たればの話になってしまい、各質問に軽々しく言及できないということのために、なかなか深い議論ができませんでした。

その点は残念ですが、多分3月には最終決定がなされるはずなので、決定したら直ちに関係機

関と調整しながら、スムーズに対応できる体制づくりをし、諸課題のクリアのために御尽力いただきたいと思ひます。

この一大イベントを成功裏に終わらせたいという思ひは、当局も町民も共通の願いだと思ひます。そのため、当局挙げて全力で取り組むことを期待して、1番目の質問を終わりにいたします。

それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、富士紡落合社宅と町立体育館跡地の跡地利用の展望はという質問です。

富士紡落合社宅の解体とその跡地利用と、現在取り壊しをしている旧町立体育館・中央公民館の跡地利用については、多くの町民が関心を寄せているところであります。両方とも成美地区の落合区の場所にあり、跡地利用の仕方によっては成美地区の活性化につながるという期待の声も聞こえてきます。

富士紡落合社宅の解体とその跡地利用については、周辺住民に対して、先日、説明会を開催して町の考え方を説明したようですし、この12月議会の補正予算でも、落合社宅に隣接した町道を現在の4メートルを6.5メートルに拡幅するための予算も計上されています。この社宅跡地をいずれの形であれ、開発していくためには、まず道路整備からということだろうと思ひます。

そこで、この2か所の跡地利用の構想について、町はどう考えておられるのか、その考えをお聞きします。

まず、町長にお聞きします。この2か所については、町としての基本的な考え、構想を持って、以前から取り組んでいると思ひます。そこで、町の基本的な構想を町長に伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

議員御質問のとおり、本町では平成27年に小山町人口ビジョンを策定し、掲げた目標を達成するために取り組むべき施策を小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定いたしました。

策定した総合戦略は、産業拠点の整備を中心に多様な雇用機会を創出する、住居環境の整備により定住・移住を促す、結婚・出産・子育ての環境整備により若者世代の希望に応える、様々な世代の町民が元気に安心して暮らせる環境を整備するの4つの基本目標を定め、現在、これを実現するため、様々な施策にスピード感を持って取り組んでいるところであります。

その中で、富士紡落合社宅や旧町立体育館・中央公民館跡地の利活用につきましては、高齢者や子育て世帯向けの住宅整備などにより、快適な居住空間を提供し、総合戦略の基本目標である居住環境の整備により定住・移住を促すの実現に向けた取り組みを実施したいと考えております。

議員御指摘のとおり、この2か所の利活用は、成美地区の定住人口確保はもとより、賑わいの創出や活性化に欠かせないものと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をいたします。

最初の質問ですが、この富士紡社宅跡地利用については、過去、様々な意見を耳にしてきました。現在、町が持っておられる基本的な構想をお聞きしたいわけですが、説明会では5階建ての町営住宅という話や、道路拡張の話が出たということのようです。現時点で話せる範囲内でいいですので、その構想についてお話しいただきたいと思います。

また、土地については、富士紡ホールディングス社から借地のまま借り入れる形で建設することなのかお尋ねをいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 富士紡落合社宅跡地につきましては、その敷地を含めた土地の活用について、民間活力を用いることを前提として、平成28年12月に事業の実施主体となる意向を有する全国の民間事業者を対象に、対話型の調査を実施いたしました。

その調査結果に基づきまして、これまでの落合社宅の戸数と同程度の公営住宅を設けることを基本構想として進めております。住宅の仕様や管理運営等の方法につきましては、民間ならではのアイデアや活力を利用する方向で検討しております。

また、土地利用に際しましては、敷地の前面道路が開発要件を満たすことが必要なことから、県道沼津小山線から鮎沢川沿いまでの町道1004号線の道路拡幅を先行して実施することとしており、工事費等の所要額を12月補正予算に計上したところであります。

なお、敷地につきましては、土地所有者である富士紡ホールディングス株式会社との協議に基づき、賃貸借契約を締結することとしております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。道路拡幅と土地の賃貸借については分かりましたが、公営住宅の構想については、ただいまの回答では全く分かりません。説明会では、もっと踏み込んだ説明まで触れていたようです。議会で同等の構想案は提示できないのでしょうか、お聞きします。説明会では触れたけど、議会の場では踏み込んだ説明までなかなかできないとなると、いつも議会は後手後手になってしまう感が否めません。説明会で話した程度は説明願いたいわけですが、いかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 再質問にお答えいたします。

説明会での内容ですが、もとあった落合社宅の戸数が60戸程度ということから、同程度の戸数、50戸程度を予定していると申し上げました。階層につきましては、4階から5階、これにつきましては、50戸程度の住戸、プラスして付属する駐車場面積からしますと、ある程度の階層が必要であるということから、そのような説明をさせていただきました。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 分かりました。

2点目の質問です。解体がかなり進んだ旧町立体育館と中央公民館跡地については、以前から

周辺住民とよく話し合っただけという説明がありましたが、どんな跡地利用があり得るのか、不確定要素があってもいいですので、現時点でのお考えをお話してください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 旧町立体育館と中央公民館の跡地利用に係る周辺住民との話し合いにつきましては、本年7月10日に、落合区からの要請に基づき、町民井戸端会議を開催し、地区参加者と意見を交わしました。

跡地利用の形態として、宅地分譲を求める意見が数多くあったことを踏まえ、現時点では宅地分譲を進める方向で検討しております。

今後、引き続き事業の実施に向けて住民の皆様と意思の疎通を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。宅地分譲の構想があることは分かりました。以前から、この宮ノ台地区の方々からは救急車や消防自動車が入れる幅の広い道路の設置を希望する声がありました。この際、旧町立体育館と中央公民館跡地の更に先まで道路拡張して、地元要求に応じてやったらどうかと考えるわけですが、どうでしょうか。

仮に家屋移転などの物件補償が必要になっても、そこまで拡大した青写真を描いてはどうなんだろうかと考えるわけですが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 今、高畑議員がおっしゃられたとおり、7月10日の井戸端会議でも、住民の皆様から同じような要望を聞いております。そういったことが実施できるように、現在、鋭意計画を進めておりますので、きちんとしたお話ができる段階になりましたら、地元の皆様にもお話しして、地元の要望に沿うような形で宅地造成を進めていきたいと考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） それでは、最後の質問です。町が進める開発事業では、関係住民との間で意思疎通が不十分なケースが幾つか見られたように思います。意思疎通が不十分ですと、円滑な事業展開にも支障をきたすことにもなります。そこで、今回の2件の跡地利用については、なるべく丁寧な説明を区や近隣住民にし、十分納得いただいた上で事業に移ってほしいと考えますが、どうでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 旧町立体育館の跡地利用に関しましては、先ほどおやまで暮らそう課長がお答えをいたしましたので、私の方から、落合社宅の跡地利用につきましてお答えをさせていただきます。

落合社宅の跡地利用につきましては、落合区の住民の方々を対象に、平成28年10月に対話型調

査の内容に関する説明会を、本年3月に調査結果に関する説明会を開催しております。

また、本年10月には、道路計画及び跡地利用計画に関する説明会を開催したところであり、現在も計画地に隣接する住民の方々に対して、継続して説明等を行っているところであります。

今後も住民対話を重要視し、事業を進めてまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 当該地の跡地利用については、地域の期待が大変大きいと思います。逆に心配する声も皆無ではありません。

いずれにしても、この2か所の跡地利用が地域活性化の起爆剤になり、隣接する住民ともども元気になれるのなら言うことはありません。そんな点を期待しながら、私の質問を終了したいと思います。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前11時09分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 私は、次期学習指導要領の内容やこれからの改訂実施までの経過について伺いたいと存じます。

今年3月、文部科学省より次期学習指導要領が公示されました。再来年2019年度の幼稚園教育要領改訂を皮切りに順次、小学校では2020年、中学校では2021年、高等学校では2022年の改訂となります。この改訂の文部科学省の狙いや意図と、静岡県や本町の受け止め方あるいは今後の対応について伺いたいと存じます。

指導要領は、ほぼ10年ごとに改訂になっております。前々回の学習指導要領、いわゆるゆとり教育と、批判の強い学習指導要領でありましたが、この際には学習の内容を減らし、その分、子どもたちが主体的、自発的に学習に取り組むように意図されたにも関わらず、その意図が十分に学校現場に伝わらず、その後のOECD生徒の学習到達度調査（PIISA2015）での成績低迷、順位が降下したわけですが、それらによりそれまでの詰め込み教育の反省から生まれたはずのいわゆるゆとり教育、本来はゆとりと充実であります。学習指導への不信感が増大して、前回の改訂では学習内容を大幅に増やしたと考えられております。

実は、この成績の低迷は、子どもたち自身の意欲の低下、あるいは家庭の貧困率の増加等が大きな原因の一つでもあり、そのこと自体を解消する意図の改訂であったはずですが、結局ゆとりバッシングということに矮小化されてしまった感があります。なぜなら、いわゆるゆとり教育で生まれた生活科や総合学習の時間が今度の改訂でも生きております。また、スポーツやその他の世界で活躍する人も、いわゆるゆとり世代の人が大変多くなっております。

そんなわけで、改訂の意図と狙いというものを十分考えていく必要があるのかなと、そういうことでこの質問になりました。

まず、今回の改訂の意図や狙いはどんなところにあるのか、また、どのような経過で全面实施となるのか、前回の改訂との大きな違いは何か。以下について、どのような経過で全面实施となるのか、具体的に小山町教育委員会の見解について伺いたいと存じます。

具体的な質問から入らせていただきたいと思いますが、以下、今回も生きる力ということで、これを全面に押し出した感があります。これと、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び思考力・判断力・表現力等の育成との関わりはどうなっていくのか。小山町教育委員会としてはどのように受け止めていられるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 新学習指導要領におきましても、生きる力の育成は、目指す理念として掲げられ、これまでと同様、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育成し、学びに向かう力、人間力の向上等、生きる力の実現を目指しております。

以上です。

○2番（佐藤省三君） 小山町でも、教育の目指す目標は生きる力とあると思いますが、この小山町の目指す生きる力と、次期指導要領との違いというのはありますか。それとも、同じ考えで進められるということでしょうか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 小山町でも同じように、やはり子どもたちには人間力を高める生きる力を養っていきたいと考えております。

○2番（佐藤省三君） それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。今回の学習指導要領の中で、文部科学省が大変強く打ち出しているアクティブ・ラーニングという言葉がございますが、これはどんな学習スタイルなのでしょう、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 今回、アクティブ・ラーニングは、新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びという言葉に変わりました。それは、子どもが進んで自分の問題として捉え、それを解決するために、友達と話し合いながら考えを深めていく授業を目指すものです。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） ただいまのお答えであります。子どもたちが進んで問題を捉え、それを解決するという考え方は、前々回の改訂でも取り上げられておりますかつての課題解決学習と言われた考え方と違いがあるのかどうか、ここら辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 今までの課題解決学習と同様です。ただ、今回は話し合っただけで考えを順次深めていくというところを意識して授業を行うところが、少し変わっていると思います。

以上です。

○2番(佐藤省三君) それでは、3問目に移りたいと思います。今までも小山中学校方式などということで指導を十分積み重ねてきた道徳、これが特別な教科道徳という形に変わってきました。この意図や狙いはどんなものなのか、教育委員会の受け止め方を伺いたいと思います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) これまでの道徳の授業以上に自分を見つめ、他を思いやり、感性豊かな心を育てるとともに、人間として必要な規範意識を学校で学び、実践できる力を身につけさせたいという意図と狙いを持っています。

これまで、道徳は、教科書はありませんでしたので、静岡県内では独自の副読本を使用していました。全国的にまちまちであった道徳の授業を、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から特別の教科道徳として教科書を使用して行われます。

以上です。

○2番(佐藤省三君) この名称が若干変わって教科化されたということですが、指導方法や評価の方法が変更になるのかどうか。こちら辺について伺いたいと思います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) 指導方法は、今までもいろいろ研究されていましたが、今後もそれは同じように続けていきます。価値の追求と、やはり子どもたちの心情を高めていく授業を進めることとなります。

評価ですが、今までは評価はございませんでしたが、これからは教科書を使いますので、評価は今のところ、言葉で表現することになっております。

以上です。

○2番(佐藤省三君) 言葉で評価をするということですが、デジタル化するという考えはありませんか、伺います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) 今のところ、道徳は数値の評価はありません。

○2番(佐藤省三君) それでは、4番目の質問に移ります。現行の小学校5、6年生の外国語活動が小学校3、4年生に移り、5、6年生には英語科が新設されると伺っておりますが、それぞれの指導時数や指導内容はどうなるのか伺います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) 新学習指導要領では、小学校3、4年生において外国語活動が年間35時間。小学校5、6年生は外国語が年間70時間導入されます。

小学校3、4年生では、音声の違いに気づくこと、身近で簡単な事柄について伝えることなど、英語学習を通してコミュニケーションを図る資質・能力の育成を目指しています。

小学校5、6年生では、実際の生活場面で活用できる基礎的な技能、自分の考えや気持ちを伝



え合う力等、英語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことを通してコミュニケーションを図る資質・能力の育成を目指しております。

以上です。

○2番(佐藤省三君) 小学校5、6年生の英語科が週2時間ということですが、この内容ですが、どのような内容になっていくのか、今、伺いましたが、中学校の英語科の内容がおりてくるということなんでしょうか。そこら辺のお話を伺いたいと思うと同時に、もう一つ、改訂に伴う小学校の先生方の英語科指導の養成、指導法の養成、このことについてはどのようにお考えなのか、伺います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) 中学校の内容が小学校にoirるというだけではありません。ただ移行するわけではありません。ただ、小学校が、今までコミュニケーションを主としてきたものが、語彙量も増やしていくということになりまして、大体600から800ぐらい、5、6年生までには語彙を増やすことになっております。

それから、指導者の養成ですが、今現在も指定校がありまして、その学校で研究しております、それらを各学校の先生方が見学に行くと、視察、研修を深めておるところです。

それから、指導方法、中学の方の指導方法においてですけれども、中学の方も、今まで語彙量、単語量がちょっと増えまして、今度は1,600から1,800字になり、やはり今まで日本の英語が、読むことと書くことが主だったものが、ヒアリングとスピーキングがかなり重要視されてきます。

それから、中学の方はオールイングリッシュで、英語のみで1時間の授業が行われていく予定になっております。

以上であります。

○2番(佐藤省三君) それでは、5つ目の質問であります、現在、中学校の技術家庭科で行われているプログラミング学習、これが小学校に導入されることになったようでございますが、この小学校におけるプログラミング学習というのはどんな学習なのか。小学校で扱う狙いをどのように受け止められているのか伺いたいと思います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) プログラミング学習とは、児童がパソコン等を利用して、例えばですが、算数で図形の問題などがありましたとき、図形の角度を開くなど、実際を通し、試行錯誤しながらコンピューターを使って思考を深める活動であります。

プログラミング学習に取り組む狙いは、教科等で学ぶ知識及び技能等を、より自分で作動しながら確実に身につけさせるためであり、児童に論理的思考力をつけるとともに、コンピューターを上手に活用する態度を育むことも目指しています。

ですが、今のところ、まだこの件につきましては具体的な文部科学省からの説明はありません。今後、研修していくよう考えております。

以上です。

○2番(佐藤省三君) そうすると、児童がパソコンに慣れるようなことを行うということですが、今現在、小学校ではコンピューターの台数ですか、子どもたちの使えるコンピューターの台数というのはどのように把握されておりますか、伺います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) 大体基本的に2人で1台を使う数を入れておりますが、人数によっては1人1台の学校もあります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 佐藤議員、一問一答方式でございますので、一問の答弁があった後に再質問をということで、こちらにお声がけしていただけますでしょうか。よろしいでしょうか、お願いいたします。

○2番(佐藤省三君) 今回の改訂の結果、小・中学校での年間の授業時数というのは変化があるのかどうか、以下、具体的に伺いますが、小学校低学年は、資料によりますと週2時間増える、あるいは中学年、高学年では、あるいは中学校では1時間増えるというような資料もございますが、この増加した分の扱いをどのように時間割に組み込んでいくのか、その扱いについて伺いたいと思います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) ここにありますのが、前に文科省から示されたものだと思いますが、今現在では、低学年の時数は今までどおり変わりません。小学校3年生から6年生までにおいて、平成32年度から外国語活動または外国語の学習のために年間35時間時数が増えます。次年度から前倒して15時間増やす教育課程を計画しております。

中学校におきましては、今のところ時数の変更等の情報は入っておりません。

以上です。

○2番(佐藤省三君) それでは、続いて2つ目の質問に移りますが、よろしいですか。

○議長(米山千晴君) どうぞ。

○2番(佐藤省三君) 授業時数が増えるということになれば、夏休み等長期休業中の扱いが少し変わってくるのかなと考えております。

短い方が良い、仕事に行きやすいという親もあれば、子どもに長い時間研究や訓練に打ち込ませたいと考える向きもありますが、この長期休業の扱いはいかがでしょうか。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) 来年度につきましては、本年度と比べて年間15時間増えるため、1日5時間、3日分の授業日数を増やす予定です。その分、3学期間の中で、始業式、終業式の日を工夫して行いますので、長期休業が大きく減るということはありません。

以上です。

○2番(佐藤省三君) それでは、3つ目の質問に移ります。今回も扱われている現行の教科等の指導内容あるいは指導時数は、どう変わるのか。以下、具体的に伺いたいと思いますが、1つ目、各教科の指導時数や指導内容に変化はあるのか。変更のある教科について伺いたいと思います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) 英語教育の時数が、3年生以上に35時間増えるのみで、他の教科の時数には影響ありません。指導内容につきましても大きな変化は無く、3つの柱である、1つ目、知識及び技能、2つ目、思考力・判断力・表現力等、3つ目、学びに向かう力、人間力等に整理され、教育の方向が明確になりました。

以上です。

○2番(佐藤省三君) それでは、3問目のうちの2つ目ですが、総合学習の時間というのが、今回も残っています。この総合学習の時間の扱いに変更があるかどうか伺います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) 内容と時間数に大きな変化はありませんが、これまで以上に各教科等との相互の関連した内容を踏まえて指導計画を立てることになっております。

以上です。

○2番(佐藤省三君) もう一つ、生活科の扱い、前々回の指導要領で入ったものですが、小学校1、2年生の生活科の扱いに変更があるかどうか伺います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) 知識、理解、思考力、判断力及び表現力等をどう育てるかを具体化するよう改訂されました。また、生活科を中心としたスタートカリキュラムの工夫により、幼児期の体験的・総合的な学びから教科の学びへと円滑に移行していくことを促す等の視点も考慮されております。

以上です。

○2番(佐藤省三君) 再質問してよろしいですか。

○議長(米山千晴君) どうぞ。

○2番(佐藤省三君) 3番の最初の指導時数の変化があるかというようなことで伺ったんですが、移行期間中は徐々に時数が増える可能性はありますが、全面実施した後も変更はないかどうか伺いたいと思います。

それから、総合学習の時間で伺いましたが、各教科等との相互の関連した内容、これはどんなことを指すのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) 生活科の時数、総合学習の時数につきましては、従来どおりと今のところなっております。

それから、総合的な学習の各教科との相互の関連とは、例えば、教科書に出ている単元と、それから総合的な学習で狙うものが一緒であった場合は、そこは、教科の時数を上手に使いながら、または総合的な時数を使いながらやっていくということで、より深めていくことになっております。

以上です。

○2番（佐藤省三君） では、4つ目の質問に移ります。

次期幼稚園教育要領は、前回のものとの相違点はどんなところにあるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続をするために、育つ子どもの姿を幼稚園も小学校も共有化することが大きく変わりました。本来の幼稚園の教育要領を踏まえて、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を健康な心と体、自立心などの10項目に整理したところが大きく変わったところです。

以上です。

○2番（佐藤省三君） 再質問よろしいですか。

○議長（米山千晴君） どうぞ。

○2番（佐藤省三君） 幼稚園教育要領の相違点ということで伺ったわけですが、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿というのは、いわゆる小1プロブレムに対応するということと理解してよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） はい、そのとおりでございます。

○2番（佐藤省三君） それでは、5つ目の質問です。

特別支援教育のあり方に変化があるのか。将来の自立を促すような学習の充実をどのようにされているのか伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 児童生徒に対する指導や支援が組織的に行われるよう、特別支援教育が必要な児童、生徒に対し個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、活用に努めることとなりました。

既に小山町では、支援を必要とする児童生徒はそれらを作成し、幼稚園、保育園、こども園、小・中学校の連携ができるよう、もう進めております。

また、自立活動におきましても、個別の支援計画を作成しながら、個に合わせた指導を進めているところでございます。

以上です。

○2番(佐藤省三君) 再質問をお願いします。

○議長(米山千晴君) どうぞ。

○2番(佐藤省三君) 将来の自立という言葉の中には、自立して生活できるという側面もあるのではないかと私は考えますが、特に障害を持った方々が学校の後、こういう生活が十分できるという点が大事なことになるかと考えております。この面での新しい指導というのはあるのでしょうか、伺います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) やはり将来にわたって支援を要する子どもたちが、自分で自立して生活していくよう、いろいろな手だては行われております。今までもやはり学校が終わった後の出口をどうするかということが一番の重要課題でしたが、今現在は福祉等が非常に連携しまして、そういう子どもたちの雇用を目指したシステムを作っていただいておりますので、それが自立につながっていくものと思っています。

生活の自立ですが、やはりいろいろな支援をいただきながら、子どもたちが自立して、できるだけ自分で生活していくシステムは、国の方でも今、大きく考えて変わっているところです。

以上です。

○2番(佐藤省三君) それでは、最後の質問に移りたいと思います。

今回の改訂については、全体的な指導時数の増加の問題や、特に小学校における英語科、プログラミング学習の導入などについて、大きな不安を感じる教員や保護者が多いと伺っております。

このことについて、教育委員会、学校、園などはどのような対策を講じていられるのか。そしてまた、どのような経過を経て次期学習指導要領を前面実施していくのか伺いたいと思います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) 小学校におきましては、平成32年度から、中学校は平成33年度から全面改定され、次年度より移行期になります。

そのため、様々な機会、紙面等により、地域、保護者への説明を行い、保護者への不安を解消していきたいと考えております。

また、各校では、校内研修に指導主事、指導員が訪問しまして、各校、各教員の授業改善、授業力向上に取り組んでおります。

また、今後も、訪問や研修の折に、次期指導要領の趣旨、改善点などを伝え、全面改定に備えていきたいと考えております。

来年度から、英語と特別の教科、道徳は前倒しで進めていきますが、他の教科につきましては、完全実施までの2年間で文部科学省、県教育委員会の研修に参加し、各校がそれぞれの教科の年間計画を作成し、改訂に対応していきます。

以上でございます。

○2番（佐藤省三君） 要望でございますが、再質問ということではありませんが、大分いろいろな新しいことが今度の学習指導要領には出ていると考えますので、特に保護者の不安にはぜひきちんと対応して、不安のない形で全面実施がされるように期待して、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（米山千晴君） 次に、4番 池谷 弘君。

○4番（池谷 弘君） 本日は2件の質問をいたします。

まず1件目は、公共交通のオンデマンド化等についてであります。

皆様方御存じのように、小山町は135.7平方キロメートルと広い面積を有しており、各地域も離れております。この小山町で生活するには、移動手段として車が必需品となっております。そのような中で、高齢者の交通事故増加が社会面を賑わせている昨今、警察も高齢者の免許返納を奨励されております。

また、小山町は平成29年、65歳以上の高齢人口は5,381人で、高齢化率は28.4%であり、今後、高齢化率は更に上がっていき、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題も取り沙汰されております。

高齢者が生きがいを持って生活していくためには、いろいろなところに出て、外との交流をしていくことが必要ですが、このままでは高齢者が外出していろいろな活動ができずに自宅にいるようになる状況が増えていくことが予想されます。このことは、先日も三世代の主張等でも、交通機関の充実が取り上げられておりました。

現在、日本国内で数々の取り組みが行われ始めており、国交省での無人化運転バスの実証試験開始やいろいろな法律の壁を乗り越えながら社協全体で実施している三重県玉城町や神奈川県葉山町の例等もあります。

小山町ではコミュニティバスが運行されておりますが、多くの人に利用されているとは言いがたく、平成28年度決算では自主運行バス負担金が6,087万円支出されております。

高齢者がいきいきとした生活を送っていくためにも、今後、ドアツードアが可能なオンデマンド交通を検討していく必要があります。成功している事例もあり、例えば、東大開発のオンデマンド交通システム、コンビニクルは、小山町なりに変更していけば十分役立つシステムと思います。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目、コミュニティバスの1日当たりの乗客数及び費用対効果はどの程度か。また、乗客数は当初予想と違いがあるのか。

2点目、現在のコミュニティバスの課題は何か。

3点目、三重県玉城町での事例は、高齢者に喜ばれており、平成22年度予算見積では608万円程度の費用であるので、費用対効果の面からも小山町でも公共交通のオンデマンド化の検討をしていく考えがあるのか伺います。

2件目は、保育園入園の今後の対応についてであります。

小山町人口ビジョンでは、2025年までに未来拠点事業による転入者は、約2,100人増で、人口2万1,000人を予定しております。

定住人口増の施策はいろいろ進んでおりますが、この小山町に2,100名もの若い人達が安心して転入してくるためには、教育環境の整備が必要であります。特に女性の社会進出も盛んな時代に、子どもたちの教育、特に乳幼児の保育環境整備を行い、安心して働けることが必要となります。

現在でも保育所での待機児童は解消されておられません。今後予想される転入者の乳幼児の保育環境整備での保育園の設立や定員増のためには、多くの時間や経費がかかりますので、早い段階での取り組みが必要となってきております。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目、現在の保育園の待機児童数とその内訳は。

2点目といたしまして、現在の待機児童解消の対応は。

3点目といたしまして、2025年までの転入者の乳幼児の予想人員は。

4点目といたしまして、予想される希望する全ての子どもたちが保育園に入所できるようになるのか。

5点目といたしまして、入所できない可能性があれば、入所できるような対応策はどのように考えられているのか。

以上、回答をよろしくお願ひいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、公共交通のオンデマンド化についてのうち、現在のコミュニティバスの課題についてであります。

現在、町が運行を依頼しているバスは、須走、足柄、桑木の3ルートで運行しているコミュニティバスと、小山・足柄地区を循環運行している実証実験バスとの2つがございます。

バスの運行に際し、通学や通勤で多くの方々が利用する時間帯や、JR御殿場線や路線バスとの乗り継ぎに配慮したダイヤを設定しております。

しかし、現在運行しているバスの平均乗車率は低く、運行経費に対する運賃収入は1割以下となっており、バス会社へ支払う負担金は約6,000万円という現状にあることから、町民の皆様の乗車率を上昇させることや、利便性を確保しながら経費の削減を図ることが課題であると考えております。

また、町民アンケートにおいて、町が快適な公共交通の整備に取り組んでいると回答する町民の割合は25%にとどまっていることから、公共交通に関する情報提供のあり方も今後の課題であると考えております。

その他の御質問に関しましては、担当課長及び教育長から答弁を申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 公共交通のオンデマンド化等についてのうち、コミュニティバスの1日当たりの乗客数及び費用対効果はどの程度か。また、乗客数は当初予想と違いがあるかと公共交通でのオンデマンド化を検討する考えはあるかについてであります。

町がバス会社に運行を依頼しているコミュニティバスと実証実験バスの年間乗車人数は、小山町地域公共交通網形成計画に掲げる目標年度である平成31年度の2万4,900人に対しまして、平成28年度では約2万2,000人、1日当たりの乗客数は約59人という状況にあります。

一方、バス会社の運行に係る経費は約6,800万円、運賃収入等は約800万円であり、その差額分約6,000万円を町が負担しており、1人当たりの運行経費は約2,700円余と、費用対効果としては大変厳しいものと認識をしております。

バスの運行に際しましては、乗客数の少ない時間帯やルートがあることから、バス会社と運行データの分析を実施し、その結果を下に小山町地域公共交通会議の中で、運行時間帯やルートの必要性も視野に検討してまいりたいと考えております。

次に、公共交通でのオンデマンド化を検討する考えはあるかについてであります。

毎年、小山町地域公共交通会議において協議を重ね、バスを運行してまいりましたが、先ほども申し上げましたとおり費用対効果は大変厳しい状況であることから、早急に抜本的な見直しを図り、対策を講じる必要があると考えて、認識をしております。

議員御提案のコンビニクルは、路線バスやコミュニティバスの活用がうまくいっていない地域において、コンピューターによるシミュレーションや試験運行を実施して導入効果を確認することができるものであります。

現在、三重県玉城町で実施されており、高齢者の移動手段の確保・外出支援を主目的として、マイクロバス3台で運行をしております。主に福祉施策としての運行であり、人件費、車両費や燃料費等で約2,000万円の経費がかかっていると伺っております。

町といたしましては、コンビニクルの導入も含め、全国の優良事例や当町の状況と似ている市町で導入している公共交通の例も参考に、オンデマンド化やタクシー業者が参入しやすい環境づくりを研究するなど、小山町にとって最良の公共交通の実施に向け、町民の皆様の御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 保育園入園の今後の対応についてのうち、はじめに、現在の待機児童数についてであります。年度当初に比べ、ゼロ歳児及び1歳児の待機児童数が増加し、現在32人となっております。

その内訳は、歳児別ではゼロ歳児が13人、1歳児が13人、2歳児が6人です。入園希望



別では、きたごうこども園が20人、すばしり保育園が5人、すがぬま保育園が1人で、菜の花こども園が6人となっております。

次に、待機児童解消に向けての対応であります。現在の本町における待機児童の発生は、必要となる保育士の数を確保できないことに起因するものであります。保育士を確保するために、今年度当初から臨時職員の賃金を正規職員並みに引き上げたり、有給休暇日数を増やすなどの待遇改善を行いました。その上で、臨時職員の募集を広報や新聞等に掲載し、呼びかけておりますが、フルタイムで勤務する当該職員の獲得ができていないのが状況であります。

来年度に向けまして、正規職員採用試験では経験者枠を設けるなど、正規職員の確保に努めております。また、臨時職員につきましても、様々な広告媒体を活用して、その確保に努めてまいります。

次に、2025年度までの転入者の乳幼児の予想人数についてであります。

議員御指摘のとおり、小山町人口ビジョンにおいて、2015年から2025年までに約2,100人の転入者の増加を見込んでおります。年齢区分から推計しますと、ゼロ歳児から5歳児までの転入者の人数は、2015年から約160人増えるものと予想しております。

次に、その希望する全ての子どもたちが保育園に入園できるかについてであります。町では、平成32年度までに、まだこども園が整備されていない成美・明倫・須走地区について、保育園及び幼稚園を再編しまして、こども園にしていく計画を持っております。その際、希望する全ての子どもたちが入園できるよう、将来の園児数を見据えて定数及び施設整備等を進めていく予定です。

また、北郷地区につきましては、上野地内の新産業集積エリアにこども園の整備も計画されていることから、将来的に入園を希望する子どもたちの受け入れは可能であると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） 再質問いたします。全部で2件、4点ほど再質問させていただきます。

まず1件目の公共交通のオンデマンド化等については、2点伺います。

1点目は、コンビニクルの導入も含め、小山町の最良の公共交通の検討をしていくとの回答をいただきましたが、導入済みの公共交通以外に今後、日本で実施されていく可能性がある無人化運転バスとこのコンビニクルの融合した交通システムなども有効ではないかと考えており、このような検討も行っていく考えがあるのかどうか。

2点目は、検討していく委員の方々に、高齢者等実際に利用される方々やその関係者も参加しているのか。参加がなければ、参加してもらおう考えがあるのかどうか伺います。

次に、2件目の保育園入園の今後の対応については、2点伺わせていただきます。

将来的には入園を希望する子どもたちの受け入れは可能であるとの回答をいただき、安堵しております。

1点目は、それぞれの新規こども園の定員を含め、具体的な計画があれば伺います。

2点目は、今後、人が増えるというようなことの中で、会社の人事異動により、町内に転入してくることが想定されております。こども園の入園募集が終わってしまった後のこのような入園希望者への対応をどのように考えているのか伺います。

以上、2件、4点再質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 池谷 弘議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の、無人化運転バスとコンビニクルを融合した交通システムの検討なども行っているのかについてであります。

無人化運転バスの導入につきましては、自動運転による死亡などの事故も起きておまして、安全性の確保など、様々な問題が懸念をされております。このことから、現時点では無人化運転バスを含めた新しい技術につきましては、今後、その技術が確立され、安全性の確保が得られる状況となったときに改めて検討すべきであると考えていることから、無人化運転バスとコンビニクルの融合した交通システムについては、現段階では検討の域に至っていないと考えております。

次に、2点目の、検討する委員に高齢者等、実際に利用される方々や関係者も参加しているのか。参加していない場合、参加してもらう考えはあるのかについてであります。

現在、町の地域公共交通会議はシニアクラブ連合会、身体障害者福祉会、区長会、婦人会、バスやタクシー事業者等24人で構成をされております。今後も公共交通会議などの中で実際に公共交通を利用されている方の意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 池谷 弘議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、地域こども園の具体的な計画についてであります。現在、具体的な計画までは決まっておられません。ただし、先ほど教育長答弁のとおり、成美、明倫、須走地区のこども園については、将来の園児数を見据えるとともに、各地区に現在あります保育園と幼稚園の人数も考慮して定員を決め、平成32年度までに再編して、平成33年度からこども園として運営していきたいと考えております。

また、新産業集積エリアのこども園につきましても、当該エリアの整備の進捗とも関連して、今後、検討、協議していきながら、運営主体や定員等を決めていきたいと考えております。

次に、入園募集が終わった後の入園希望者への対応についてであります。今現在も、年度途中での入園希望については随時受け付けをしているところであります。具体的には年度が始まりました4月以降、入園希望がある場合につきましては、毎月、月の15日締めで入園希望者を受け付けして、希望の園に余裕があれば同じ希望者の中で優先順位によって翌月から入園できるようにしております。できない場合につきましては待機児童となり、受け入れが可能になるまで入園

を待っていただくようになります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） 再々質問をいたします。

まず、公共交通のオンデマンド化、無人化運転バスについては、検討されないというような答弁がございましたけれども、既に先ほども述べましたように、国交省主管、あるいは各大学で、私の記憶ですと群馬大学かどこかなんですけれども、そこで実証試験を既にもう実施していると。あるいはテレビでもそのような放映もされてきておまして、今後、現在のところ進んでいる状況であるということも報道されておりますので、ぜひこころもいろいろなデータとか検討していただいて、小山町でもできるかどうか検討していただきたいと思っておりますけれども、その調査等を行っていくことがあるのかどうか伺います。

それから、2番目の保育園入園の今後の対応については、これは特にこども園の入園募集が終わった後の対応ということで、今、回答いただきました。これ、質問ではないんですけど、実際に会社等ができますと、普通、人事異動といいますと、私の経験でいきますと大体3か月前とかその程度なものですから、例えば、4月に来たいよという、指示が出るのが12月末ぐらいから指示が出るので、通常ですと、もう入園募集は終わっていると。ところが、新たに企業が入ってくると、当初そういう人達が多いのではないかとということで、意見として、ぜひそういうことを踏まえて、安心して小山町に来て、来てよかったなど言ってもらえるようなことを、検討していただきたいと思っております。これは意見でございます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 池谷 弘議員にお答えいたします。

公共交通の無人化バスの関係ですけれども、無人化というのは確認させていただきますと、例えば道路の情報を全部システムで管理をするシステム化、それから、バスでもGPSを使って、そのバスが今どこを走っているのかという、そのシステム。それから、バスの中を考えてみますと、例えば、運転、ハンドルを回すとか、あとアクセルをふかす、ブレーキを踏む、それらのシステムが全部マッチして初めて無人化の運転になろうと考えております。

今、一番心配されているのは、そのシステムを乗っ取られるということでありまして、自動車の運転で、例えばブレーキを踏むというプログラムを改ざんされてしまってアクセルを踏んでしまうと、そのようなことのプログラムの乗っ取りということも大変懸念をされている状況ですので、今後、そういった問題点がクリアされた後、実用化の段階になったときに検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（池谷 弘君） 以上でございます。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時17分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 池谷洋子君。

○11番（池谷洋子君） 私は2件質問をさせていただきます。

はじめに、期日前投票所の利便性向上について町の考えをお伺いします。

先の衆院選では、期日前投票の利用者数が約2,138万人に上り、過去最多を大幅に更新しました。台風21号の襲来で投票日当日の悪天候が予想された影響が大きいですが、期日前に投票した人が全有権者の2割を超えたことは、制度の定着を印象づけました。

背景には、低下傾向にある投票率を少しでも高めようと工夫を凝らしている各自治体の取り組みがあります。

島根県浜田市は山間部で、投票機材を載せたワゴン車の中で投票できる移動期日前投票車を運行し、交通手段を持たない高齢者から、投票できてうれしいなどと歓迎されたといえます。

また、埼玉県鶴ヶ島市では、10人乗りワゴン車に記載台と投票箱を備えつけた移動期日前投票所を活用した期日前投票を、市内のサービスつき高齢者向け住宅の駐車場で行いました。市は、同投票所を、不在者投票施設に指定する基準に満たない小規模の病院や老人ホームなどのうち、事前に同投票所を希望した施設のみで運用したそうです。

今回、私のところに、今入所している町内の施設では、投票ができないと言われた。何とかならないのかと、その声が寄せられました。入所施設の有権者として、権利が損なわれることのないよう万全の対策を期すべきと考えます。

また、須走地区にお住まいの方々から、役場本庁まで期日前投票に行くには遠過ぎる。支所等で投票できるようにしてほしいとの声も寄せられています。支所等で行う場合は、1日でも十分と考えます。

今後、超高齢化が進み、選挙に行けなくなる方々のためにも、期日前投票所の利便性を高めていただきたいと考えます。

以上を踏まえ、次の2点を伺います。

1点目、各小学校区、支所や公民館で投票ができないのでしょうか。

2点目、公用車等の中で移動投票ができないか。

この2点についてお聞きします。

2件目は、災害時、断水に備えたトイレの確保について質問いたします。

言うまでもなく、排せつへの備えは、水や食料の備蓄とともに、避難所に求められる最大の役割です。

過去の災害では、断水で避難所のトイレが機能せず、衛生面で問題となったり、トイレを心配して水分を控え、エコノミークラス症候群や脳梗塞につながった例が相次ぎました。

こうした事態を防ぐために有効なのが、マンホールの上に簡易トイレを組み立てて使用するマンホールトイレです。

下水管につながるため、水道が止まっても利用できます。熊本地震では、水洗トイレが使用できない中、マンホールトイレが役立ちました。

こうした災害対応型トイレの導入費については、一部を補助する国の制度があります。また、設置方法などを解説したガイドラインもあります。

私は、東日本大震災をはじめ、多くの大規模災害で得られた教訓を無駄にしてはならないと考えます。

次の2点について伺います。

1点目、マンホールトイレの設置についての考えをお聞かせください。

2点目、本町では、災害用トイレについて、どのように計画をしているのか。また、備蓄についてはどのように考えるか伺います。

以上、2件の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○危機管理監兼防災課長（岩田芳和君） 池谷洋子議員にお答えいたします。

はじめに、災害時断水に備えたトイレの確保をのうち、マンホールトイレの設置についてであります。

マンホールトイレにつきましては、議員御案内のとおり、衛生面や健康面などに関しまして、多大なメリットがあると考えております。

その一方で、マンホールトイレは下水道管を使用して排せつ物を流すため、管が破損した場合は使用できなくなるデメリットもあります。また、トイレの水洗や清掃等に必要となります用水を、別途確保する必要があります。

町といたしましては、発災後の下水道管等の点検や破損等を考慮しますと、引き続き簡易トイレの備蓄を進めてまいりたいと考えております。

次に、災害トイレについて、どのように計画をしているか。また、備蓄についてどのように考えているかについてであります。

現在、避難所につきましては、小・中学校など11か所を指定しておりますが、各避難所の既存トイレにおいては簡易トイレを使用し、要配慮者に対しましては覆いつきトイレを男性、女性用と分けて運用する考えであります。

また、備蓄につきましては、各避難所における整備計画数に基づいて、順次、備蓄を進めているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○選挙管理委員会委員長（田代 攻君） はじめに、期日前投票所の利便性向上についてのうち、各小学校区の支所や公民館における投票についてであります。

期日前投票制度は、不在者投票制度に比べ投票手続きが簡素であることに加え、投票所の設置に係る場所、期間や時間等の設定について自由度が高く、市町村の選挙管理委員会が地域の実情に合わせて、有権者の利便性の向上に最も効果が上がる形で運用できるという利点があります。

本町につきましても、期日前投票を行う方は増加傾向にあり、本年10月に行われました衆議院総選挙では、役場本庁舎に設置した期日前投票所において、有権者の約25%に当たる3,950人の方が投票を行われております。

しかしながら、投票率につきましては、本年10月の衆議院議員総選挙では62.6%と、前回の平成26年と比較して0.8ポイント、前々回の平成24年と比較すると6.3ポイント低下しております。

このように、投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の上昇を図っていくことは、選挙管理委員会の重要な責務であることから、議員御提案の各小学校区での支所や公民館における期日前投票の実施を検討していきたいと考えております。

また、併せて、現在設置している9か所の投票所についても再編成の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、公用車の中で移動投票ができないかについてであります。

議員が事例として挙げられた移動期日前投票車については、投票所の統廃合に合わせて、最寄りの投票所までの距離が遠くなる有権者の投票の機会の確保や不在者投票施設の基準を充足していない医療や介護施設での投票を可能にするため、各選挙管理委員会で工夫を凝らして実施しているものと認識しております。

町選挙管理委員会におきましても、有権者の利便性向上のために、一つの要素として、先に述べました期日前投票所や投票所の再編成と同様に検討を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

はじめに、災害時、断水に備えたトイレの確保について、2点お伺いいたします。

熊本地震では、水洗トイレが使用できない中、実際にマンホールトイレが大いに役立ったと聞いております。また、用水の確保ですが、町は水資源が豊富です。川やため池、また雨水などを利用できると考えます。

簡易トイレは、東日本大震災のとき、劣悪な状況となり、感染症が蔓延したり、汚水が溢れ、地域全体の衛生環境が悪化したりしました。そのため、先ほど述べたように、トイレに行くのが嫌で水や食事を控え、結果、脱水症状やエコノミークラス症候群を発症しました。この東日本大震災で災害時のトイレ問題が浮き彫りになりました。

そこで、2点、危機管理監に再質問をさせていただきます。

1点目、簡易トイレの備蓄とともに、マンホールトイレの設置はできないものか、再度伺います。

2点目は、あさっての12月3日は防災訓練が行われます。今まで町は様々な内容の訓練を行っていますが、その中でも私は災害時用トイレの実践的な訓練を行うべきと考えますが、町はどのように支援をしていくのかを危機管理監にお伺いします。

次に、期日前投票所の利便性向上についてです。先ほどの前向きな委員長の答弁、本当にうれしく思います。実は、私に電話された町内の施設に入所されている方は、車椅子生活で、普段から家族に迷惑をかけている、自分が選挙をしたいと思っても、まずは家族に迎えに来てもらわなければならない、もしかしたら会社を休んで来てもらうかもしれない、また、介護タクシーを頼めばお金もかかる、そこまでしてでも選挙をしたいということは、家族に迷惑をかけるのではないかと、結局遠慮して、選挙には行きませんでした。

私は、本当に悲しく思いました。胸が張り裂けそうになりました。こんなことがあってはならない。弱者の投票こそ、これからの社会において大切な声であるからです。その施設には、かなり多くの入所者がおります。この方以外にも投票したくてもできない方がおられるのかもしれない。

そこで、3点、再質問をさせていただきます。

1点目、先ほどのような介護施設内での投票所の設置はできるかどうか。

2点目です。期日前投票所が増えて、町の職員だけでは手が足りないときは、例えば民生委員、区長、ボランティア等の応援を受ける用意があるかどうか。

3点目、各小学校区の支所や公民館等の期日前投票は、統一選、参議院選が予定されている再来年から実施ができるかどうか。この3点を再質問させていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○危機管理監兼防災課長（岩田芳和君） 池谷洋子議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の簡易トイレの備蓄に合わせ、マンホールトイレの設置をできないかであります。先ほど答弁したとおり、町といたしましては簡易トイレの備蓄を進めていきたいと考えております。

また、2点目の12月3日、地域防災訓練がございますけど、その訓練において、簡易トイレ等の訓練ができないかでありますけど、12月3日、須走地区におきまして、今年も合同で地域防災訓練を実施する予定です。そこでは、簡易トイレを、覆いつきでございますけど2基展示をして、これはどういうものか町民に知ってもらうために展示をする予定です。

また、トイレにつきましては、最初の使い方を間違えますと、避難者が大変ストレスを感じるかと考えております。トイレ問題をはじめ、避難所運営にはリーダーシップが当然必要なんですけど、リーダーシップをとる人も被災者でございます。その被災者である人を支える人も必要では

ないかと考えております。

町といたしましては、それらの役割を担うのが自主防災組織ではないかと考えております。いづれにしましても、避難所でのより良い環境づくりに向けて、自主防災組織と協働で取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○選挙管理委員会委員長（田代 攻君） 池谷洋子議員の再質問にお答えします。

はじめに、第1点目、介護施設内での投票所の設置はできるかどうかについてであります。介護施設に関しては、ある一定の規模を満たせば不在者投票施設としての指定を受けることができるため、制度の周知を行うことを優先し、現在では期日前投票所の設置は考えておりません。

次に、2点目の、町の職員だけでは手が足りないときは、民生委員や区長、ボランティア等の応援を受ける用意があるかについてであります。現在の選挙事務においても、立会人を区長会にお願いしている現状があります。引き続き、区長会にお願いをしたいと考えております。

次に、3点目、各小学校区の支所や公民館等の期日前投票は、統一選挙が行われる再来年度から実施できるかどうかについてであります。現時点では、実施できるかどうか判断できませんので、期日前投票の実施、投票所の再編成の検討に合わせ、実施時期についても選挙管理委員会の中で慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） ありません。

以上で質問を終了します。

○議長（米山千晴君） 以上で、一般質問を終わります。

ここで、午後2時20分まで休憩といたします。

午後1時22分 休憩

---

午後2時26分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま町長から議案第95号 小山町都市計画税条例の制定について、1件の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第95号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

それでは、議案及び変更の審議予定表を配付します。



(追加議案等配付)

○議長(米山千晴君) ただいま配付しました審議予定表は、初日に配付した審議予定表から変更になっておりますので、これに御協力を賜りたいと思います。

---

追加日程第1

町長提案説明

○議長(米山千晴君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第95号について、提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 今回追加提案いたしましたのは、議案第95号 小山町都市計画税条例の制定についてであります。

はじめに、本案を提案する背景について申し上げます。

小山町の人口は、昭和35年の2万9,000人をピークに、今年4月には1万8,933人と、この57年間で1万人もの人口が減少しております。

さらに、平成26年には日本創生会議の人口推計により、消滅可能性都市として位置づけられてしまいました。

この人口減少に対応するために、町では平成27年に小山町人口ビジョンを策定し、人口社会減への対応策として、雇用の確保と定住を促進するための居住環境の整備を掲げております。

居住環境の整備は、具体的に市街化の促進を図る必要があり、都市計画事業を中心とした市街化区域内のインフラ整備は必須であると考えております。

また、本年8月に公表しました町民意識調査の結果では、その満足度がそれぞれ「計画的な土地利用が行われているか」は30%、「道路網が便利で快適であるか」は33%、「誰もが住みやすい住環境が整っているか」は25%、「賑わいのある商業地づくりを行っているか」は11%と、町民の皆様からは厳しい御意見をいただいたところであります。

しかし、このような結果にも関わらず、今後も小山町に住み続けたいとお答えいただいた町民の皆様は77%もおり、町外へ移りたいという意見は5%にとどまっております。

このように、現状に満足していない方は多い一方で、現在住んでいる町民の皆様の定住意識は非常に高いと考えております。

私は、このような町民の皆様の御意見を真摯に受け止め、そして町民の皆様の意思に応じていくためにも、私のマニフェストでもうたっておりますとおり、小山町を金太郎のように元気なまちにするため、スピード感を持って今後も取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、現在事業中であります都市計画道路大胡田用沢線整備、菅沼地区の足柄三保線整備に伴う区画整理事業。この事業では、コミュニティセンターやこども園などの公共施設の設置も考えております。

さらに、大胡田用沢線沿いのおよそ2ヘクタール程度の宅地造成事業や、駿河小山駅前再開発などを計画しております。

少子化による人口減少を食い止め、幅広い年齢層に受け入れられる住みやすい小山町を築くために、これらの事業を立ち上げ、そして推進するための一つの財源として、都市計画税の導入は必須であると考えております。

平成27年3月に、多くの町民の皆様と話し合って策定した小山町都市計画マスタープランにも、市街化区域の整備の財源として、都市計画税の導入も掲げさせていただきました。この審議には、議員の代表の方も入っております。

これらのことから、地方税法第702条の規定に基づき、都市計画税条例を制定し、平成31年度から課税するため、議会の議決を求めるものであります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

---

追加日程第2 議案第95号 小山町都市計画税条例の制定について

○議長（米山千晴君） 追加日程第2 議案第95号 小山町都市計画税条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 今回、追加提案いたしました議案第95号 小山町都市計画税条例の制定についてであります。

本案は、地方税法第702条第1項の規定に基づき、都市計画税の課税について定める条例であり、第1条において課税の根拠について規定をしております。

次に、本条例の納税義務者は、条例第2条第1項により、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち、同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として当該土地または家屋の所有者に課税するものとしております。

ただし、土地につきましては、課税地目が山林及び原野のものは除くものとし、これらの地目の土地には当分の間課税しないものとしております。

次に、同条第2項では、価格とは当該土地または家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格と定め、所有者とは、当該土地または家屋に係る固定資産税について地方税法第343条において当該土地または家屋の所有者または所有者とみなされる者をいうと規定しております。

次に同条第3項は、200平方メートルを超える一般住宅用地の特例について規定したものであり、当該土地に対して課する都市計画税の課税標準は、課税標準となるべき価格の3分の2とするものであります。

次に、同条第4項は、200平方メートル以下の小規模住宅用地の特例について規定したものであり、当該土地に対して課する都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1とするものであります。

次に、条例第3条では、税率について規定をし、都市計画税の税率は100分の0.2としております。

次に、条例第4条は、賦課期日について規定したものであり、固定資産税と同様に、当該年度の初日の属する年の1月1日としております。

次に、条例第5条は、納期について規定したものであり、固定資産税の納期と同様の4期に分けることと定めたものであります。

次に、同条第2項では、特別の事情がある場合において、定められた納期により難いと認められるときは、別に納期を定めることができるとしております。

最後に、条例第6条は、賦課徴収について規定したものであり、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合に合わせて賦課及び徴収するものとしております。

なお、附則第1項において、この条例は、公布の日から施行し、平成31年度分の都市計画税から適用するものとし、納税者の皆様への周知期間を概ね1年間設けることとしております。

また、附則第5項では、市街化区域内の農地に対して課する都市計画税の特例について規定したものであり、当該市街化区域農地は固定資産税の課税標準額となるべき価格の3分の2を課税標準額とすることとしております。

なお、附則第8項では、都市計画税を制定するに当たり、小山町税条例の一部に所要の改正が生じたので、併せて改正するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は12月13日水曜日 午前10時開議

議案第87号から議案第95号までの議案9件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに議員の派遣について採決を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時40分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 高 畑 博 行

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

平成29年第7回小山町議会12月定例会会議録

平成29年12月13日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	池谷 弘君
	5番	菌田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	高畑 博行君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	込山 恒広君	10番	梶 繁美君
	11番	池谷 洋子君	12番	米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	高橋 利幸君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済建設部長兼商工観光課長	池谷 精市君	経済建設部長代理	遠藤 正樹君
教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君	危機管理監兼防災課長	岩田 芳和君
町長戦略課長	後藤 喜昭君	総 務 課 長	大庭 和広君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	平野 正紀君	くらし安全課長	杉山 則行君
建設課長	高村 良文君	都市整備課長	野木 雄次君
農 林 課 長	前田 修君	未来拠点課長	清水 良久君
おやまで暮らそう課長	岩田 和夫君	上下水道課長	渡辺 史武君
生涯学習課長	小野 正彦君	総務課副参事	米山 仁君

職務のために出席した者

議会事務局長	鈴木 辰弥君
会議録署名議員	7番 高畑 博行君
	8番 渡辺 悦郎君
閉 会	午前10時47分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第87号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第88号 小山町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第89号 字の区域の変更について
- 日程第4 議案第90号 小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」の設置及び管理に関する  
条例の制定について
- 日程第5 議案第91号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第92号 平成29年度小山町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第7 議案第93号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第94号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 総務建設委員会の閉会中の継続審査について  
(議案第95号小山町都市計画税条例の制定について)
- 日程第10 議員の派遣について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。阿部 司君、梶 繁美君の表決の方法は、体調を考慮し、挙手による表決を許可することを報告します。

ここで報告します。菌田豊造君から、11月28日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により、議案第87号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定についてに対する質疑の1問目に対して、発言の訂正をしたいとの申し出がありましたので、議長において許可します。5番 菌田豊造君。

○5番（菌田豊造君） 28日の本会議の質疑の中で、不適切な発言があったと指摘されましたので、おわびと訂正をいたします。

以上。

---

日程第1 議案第87号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定について

日程第2 議案第88号 小山町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

日程第3 議案第89号 字の区域の変更について

日程第4 議案第90号 小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第5 議案第91号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第92号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第7号）

日程第7 議案第93号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第94号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第87号から日程第8 議案第94号までの議案8件を一括議題とします。

それでは、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、総務建設委員長及び文教厚生委員長から、委員会における審議の経過及び結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 梶 繁美君。

○総務建設委員長（梶 繁美君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、11月28日及び12月1日、総務建設委員会に付託されました5議案については、審議の経過と結果を、議案第95号については、審議の経過を御報告します。

12月5日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長、部長代理及び副参事等、議会から、委員全員が出席し、審査を行いました。

それでは、順次、議案番号に沿って報告します。

はじめに、議案第87号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定についてを報告します。

委員から、指定管理の期間を、平成30年2月1日から平成34年3月31日までの4年間とする理由は、との質疑に。

今回、指定管理者として指定する小山町フィルムコミッションは、長きにわたって実績もあり、施設の内容や利用者の動向を熟知し、地域の住民とも密接な連携が期待できるという理由で、同NPO法人を指定管理者としたいと考えています。との答弁がありました。

また、委員から、NPO法人の認可を受けたときの資料と、指定管理申請時の資料との整合性はとれているのか。との質疑に。

NPO法人の認可の資料については、町の権限ではないため、分かりません。町では、今回の指定管理の受付時に、任せる団体の財力を確認するために、今年度以降5年間の収支予算書の添付を求めて審査しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第87号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号 字の区域の変更については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、静岡県の住宅供給公社が町営住宅を管理することになるが、従来、町が行っていた受付や審査の期間、サービス等について大きな変更は生じるのか。との質疑に。

町が従来行っていたときよりも迅速になり、また、修繕についても夜間でも対応するというところで、町が直営で実施していたときよりも効果的・効率的に管理・運営ができると思っています。との答弁がありました。

また、委員から、町営住宅監理員とは、どのような方になるのか。との質疑に。

町営住宅監理員は、自治会の班長になります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第91号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第7号）について報告します。

委員から、今年度までの国土調査の調査済みの進捗状況は。との質疑に。

現在の地籍調査の進捗率は84%です。未国調の主な箇所は、富士スピードウェイや富士霊園などが主になります。との答弁がありました。

また、委員から、急傾斜地崩壊防止事業費が減額になっている理由は。この事業は、どこの箇所を実施する予定であったのか。との質疑に。



場所は、足柄小学校北側の神田急傾斜地です。県費補助の決定により、当初要望していた額より内示額が大幅に減額となったことから、減額補正としました。との答弁がありました。

さらに、委員から、今後の工事はどのように進む計画なのか。との質疑に。

事業は、平成28年度から平成30年度までの3年間の計画で進めています。工事は、県の補助金をいただいて実施しております。今年度当初に予定していた範囲の工事は実施できませんが、最終的には事業が完成するまで工事を実施します。との答弁がありました。

さらに、委員から、債務負担行為について、小山フィルムファクトリー指定管理業務として3,600万円を計上しているが、詳細な内容は。との質疑に。

平成30年度から平成33年度までの4年間分の指定管理料となります。指定管理料は、1年間当たり900万円です。施設の維持管理費の内訳は、光熱水費に270万円余、その他汚泥の引き抜きや電話料などの役務費、汚水処理施設費や漏電保守等点検業務、機械警備などの委託料等です。との答弁がありました。

さらに、委員から、農村公園管理費の修繕料は、どのようなものを修繕するのか。との質疑に。

老朽化した芝刈り機、草刈り機の修繕に要する費用です。との答弁がありました。

また、その他に林業総務費に対する質疑、答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第92号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について報告します。

委員から、下水道総務費に消費税納付金が計上されているが、詳細な内容は。また、これには延滞金などは含まれているのか。との質疑に。

下水道事業の消費税の納付については、年2回納付しています。毎年、9月末の時点で前年度分の確定申告、年度末3月に次年度分の中間申告をしています。9月に確定申告をした際に、税額の計算の結果に基づいて、3月に払うべき次年度分の中間納付の税額分の予算に不足が生じたため、今回、補正で対応するものです。延滞金などは一切含まれておりません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第93号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号 小山町都市計画税条例の制定についてを報告します。

委員から、極めて重要な条例制定であることから、議会でも慎重・審議する必要がある、継続審査にしたいとの提案がありました。この継続審査について、採決の結果、議案第95号は、全員の賛成により閉会中の継続審査とすべきものと決しました。なお、議案第95号に関する委員会での質疑、答弁の内容については、議案の表決をする際に行う委員長報告の中で、まとめて報告をします。

以上で、総務建設委員会に付託された、6議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、小山フィルムファクトリーの現状確認と視察を実施しましたことも、併せて御報告します。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 池谷 弘君。

○文教厚生委員長（池谷 弘君） ただいまから、11月28日、文教厚生委員会に付託された4議案について、審議の経過と結果について御報告します。

12月6日、午前10時から、当局から副町長、教育長、関係部課長、危機管理監、専門監及び副参事等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

それでは、順次、議案番号順に報告します。

まず、議案第88号 小山町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について報告します。

委員から、将来的には新しく建物を建て替えるのか、それとも既存の施設へ移設するのか、今後の計画は。との質疑に。

移転先、改築、その他の選択肢全てを含めて、3年間で検討します。このため、現時点では、まだ白紙の状態です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第88号は全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号 小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」の設置及び管理に関する条例の制定について報告します。

委員から、子育て支援センターでの事業の詳細は。との質疑に。

現在、きたごうこども園で子育て支援センター室を設けており、そこでは、平日、職員が常駐し、保護者による子育て仲間の交流や子育てに関する相談などを受けています。きんたろうひろばにおいても同様に実施し、予約制にて相談室を設け、子育てに関する相談も受け付けることを考えています。その他、子育てに関連する保健事業、文化会館で催している乳幼児に関する事業やイベントなども月1回程度実施していきたいと考えています。現在、関係者で組織する検討委員会を月2回から3回程度開催し、準備に向けて取り組んでいます。との答弁がありました。

委員から、子育て支援センターには、子育て支援専門員を配置する予定はあるのか。との質疑に。

利用者支援専門員との名称に変わり、1名を配置する予定です。利用者の支援と相談業務を兼ねながら、子育て支援事業のコーディネートも行ってもらう予定です。との答弁がありました。

委員から、現在、幼稚園ではわくわくランド、保育園ではぺんぎんランドを実施しているが、連携はどのようにしていくのか。との質疑に。

各園で行っているわくわくランド、ぺんぎんランドで従事している先生方と連携して、事業を

実施していきたいと考えており、詳細については、現在検討中です。との答弁がありました。

委員から、日曜日を休館日とした理由に、調査結果との説明があったが、どのような調査をしたのか。との質疑に。

10月にペンギンランドの利用者からアンケートを取りました。利用したい曜日の回答では、土曜日・日曜日が低い結果となりました。検討委員会でもアンケート結果から検討して、日曜日は家族一緒に過ごしてもらうこととし、日曜日を休館日と定めたものです。との答弁がありました。

委員から、施設内に設置する金太郎カフェについては、図書館利用者も含めて、持参した弁当など食べてもらうスペースにするとの説明があったが、軽食などは販売しないのか。また、自動販売機を設置する予定は。との質疑に。

地域の事業者と連携して、パンの出張販売などを検討しています。自動販売機については、1つの案として考えてはいますが、地元が賑やかになることも期待して、地域との連携を考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第90号は全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第7号）について報告します。

委員から、障害者福祉費の重度障害者（児）医療費扶助600万円を増額とした内容は。との質疑に。

毎月130人から150人程度の医療にかかった方に対する自己負担分の扶助になります。これについては、件数が増えており、決算見込みでの増額になります。との答弁がありました。

委員から、教育向上研究交付金の内容は。との質疑に。子育て支援障害者の就労支援をしている事業所から、小山町の教育向上のためにいただいた特定寄附を、各小・中学校の教員の研修費用に充てるための交付金です。との答弁がありました。

委員から、子育て支援センター整備費のうち、子育て支援センター遊具等に350万円が計上されているが、どのような遊具を計画しているのか。との質疑に。

きんたろうひろばの屋内プレイゾーンに小さな子どもたちが遊べるジムや遊具、加湿式の空気清浄機を2台設置します。その他、屋外には、小さな滑り台、ブランコ、砂場を設置することを計画しています。との答弁がありました。

委員から、中学校整備事業費110万円は、どのような工事内容か。との質疑に。

北郷中学校グラウンド南側のバックネットが老朽化し、危険な状態であるため、バックネットの撤去と解体工事費です。なお、撤去後の再設置は考えておりません。との答弁がありました。

委員から、後期高齢者医療事業費のうち、脳ドック助成扶助9万9,000円は、何人分を想定して、どのような方が対象となるのか。との質疑に。

脳ドックの助成扶助は、費用額2万2,000円の9割を町で扶助しています。件数にすると5人分です。対象者は、希望者で後期高齢の検診を受けている方になります。との答弁がありました。

その他に、保育園維持管理費の修繕料、小学校施設整備費の設計業務、パークゴルフ場管理費の備品購入費についての質疑、答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第92号は、全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）について報告します。

委員から、地域密着型介護サービス給付費と高額介護サービス費が増額となった理由は。との質疑に。

地域密着型介護サービス給付費については、小規模のデイサービス等が、地域密着型に振り替えられたことにより、地域密着型介護サービス給付費で支払うようになったためです。高額介護サービス費については、平成27年8月から所得に応じて、負担割合2割となりました。自己負担額が2割に増えたことにより、介護認定の限度額でのサービスを受けると、基準額を超えて、この高額介護サービス費で支払うケースが多くなってきたためです。との答弁がありました。

委員から、通所型サービスB事業と、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業が、それぞれ増額、減額になっているが、今後、一般介護予防事業へ移行していく計画か。との質疑に。

当初予算の編成時では、通所型サービスB事業は、NPO法人が2か所で実施することを計画していました。しかし、需要者が余りなかったため、現在は1か所での実施となっています。そのため、一般介護予防事業を充実させるために予算を組み替えるものです。したがって、通所型サービスB事業から一般介護予防事業へ重点を移していくものではありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第94号は、全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された4議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会開会前に、小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」の現地確認と視察を実施しましたことも、併せて御報告します。

**○議長（米山千晴君）** 以上で、総務建設委員長及び文教厚生委員長の報告は終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第87号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。5番 藪田豊造君。

○5番(藪田豊造君) 私は、今議会に提出されている議案第87号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定について、以下の理由をもって反対いたします。

御存知のとおり、総務建設委員会では、これは可決されております。本題に移ります。

当該の場所は平成27年度において旧労働金庫富士研修センターの跡地を、一つにはホテル、一つには医療機関への売却目的で買収したものであります。いずれも内陸フロンティアを拓く取組の一貫であります。同地は、現在、買収方法等に疑念があると係争中であります。

また、理由のいかんは分かりませんが、医療機関の進出及び売却はありませんでした。町は、残された建物部分を、NPO法人小山町フィルムコミッションに貸借しております。

この法人は、平成28年6月2日に設立許可されております。その後、ここに進出しておるわけであります。私は、ここに問題があると思います。町は、今年の3月15日に、小山フィルムファクトリーの設置及び管理に関する条例を定めました。それまでは、公の施設の管理に該当するものであり、こちらをもって運用すべきものであります。

しかしながら、当局によれば、当該NPO法人とは今年の4月1日付けで契約を結んだと答弁がありました。少なくとも平成28年度においては、占有する権利はないと考えるのが私は妥当だと思います。どの条例により占有権を与えたのか、私は理解できません。

指定管理者としての条件に、NPO法人が元町職員であり、長年こうした業務に携わってきたとの委員会における答弁がありました。この発言は、予断を許さないものでございます。

さらに、このNPO法人が、現在、指定管理者の指定前でありながら、整備などをするというようなことがホームページで記載されております。これは行き過ぎではないでしょうか。こうしたことに対する町の対応はいかがだったでしょうか。

現在、映像文化等をもって町のイメージアップを図る意味から、多くの自治体がこうした取り組みを行っております。私たちの町は、ほかよりも一歩先んじていることは確かであります。また、こうした経験や実績も尊いものでございますが、オンリーワンを目指すには、もっともっと門戸を広げ、新しい選択というものを、あるいは風を入れる必要があつてしかるべきだと思います。

現在、当該NPO法人には500万円の補助金が出ております。さらに、今回の補正予算では、年間900万円、最大4年間で3,600万円の債務負担行為が出ております。

自治体の基本は、最小費用で最大効果を上げるのが目標であります。そうしたもので、私は小山町のイメージアップ、更には小山町の発展に、このNPO法人が寄与するものと甚だ疑問を感じて反対といたします。

以上です。

○議長(米山千晴君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第88号 小山町シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第89号 字の区域の変更についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第90号 小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第91号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第92号 平成29年度小山町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第92号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第93号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第94号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。



---

日程第9 総務建設委員会の閉会中の継続審査について

(議案第95号小山町都市計画税条例の制定について)

○議長(米山千晴君) 日程第9 総務建設委員会の閉会中の継続審査について(議案第95号小山町都市計画税条例の制定について)を議題とします。

総務建設委員長から、目下、委員会において審査中の議案第95号 小山町都市計画税条例の制定について、会議規則第76条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

日程第10 議員の派遣について

○議長(米山千晴君) 日程第10 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、1月22日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会に副議長を、1月23日に森町で行う県内行政視察に全議員を、1月26日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会全議員研修会に全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣については、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときには、議長一任で変更できることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成29年第7回小山町議会12月定例会を閉会します。

午前10時47分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴  
署 名 議 員 高 畑 博 行  
署 名 議 員 渡 辺 悦 郎